

P F I 手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する検討会議

報 告 書

平成 2 9 年 3 月

目 次

第1 はじめに	1
1 委員会の目的	1
2 検討事項	1
3 検討の経過	1
第2 事業の実施状況及び評価	2
1 両センターの概況	2
（1）概況	2
（2）P F I手法の導入経緯及び目的	3
（3）規制の特例措置	4
（4）委託業務の範囲・委託費の支払い方法	5
2 事業期間前半における実施状況及び評価	6
（1）刑務所の過剰収容状態の軽減効果	6
（2）「地域との共生」の具現化	7
（3）官製市場の開放による雇用創出及び経済効果	9
（4）民間のノウハウの活用による「人材の再生」	11
（5）民間事業者による業務の実施状況	17
3 評価のまとめ及び運営上の課題	22
（1）官民協働による業務実施に係る課題	22
（2）刑事施設に求められる新たな取組の実施に係る課題	25
（3）医療体制についての課題	26
（4）委託費の支払い方法	27
（5）事業承継に係る課題	27
第3 事業期間後半の施設運営について	29
1 刑事施設全体の収容人員の減少を踏まえた収容確保策等	29
2 再犯防止に対する社会の要請への対応	31
（1）職業訓練	31
（2）改善指導	33
（3）受刑者の施設外処遇	33
3 モニタリング制度	33
4 民間事業者へのインセンティブ等	34
5 まとめ	35
第4 事業承継について	36
1 検討の開始時期等	36
2 次期事業の事業スキーム等	36
（1）公権力の行使に係る業務の委託根拠	36
（2）委託業務の範囲	37
（3）委託の枠組み等	37
（4）収容対象	38

(5) 事業期間	38
(6) 委託費の支払い方法等	39
(7) 医療体制	39
(8) 国のニーズへの対応	40
(9) その他	40
3 まとめ	40

別添1 職業訓練科目一覧表

別添2 改善指導プログラム一覧表

別添資料 「社会復帰促進センターの地域への経済効果に関する調査 報告書」

第1 はじめに

1 会議の目的

平成19年4月に、PFI手法を活用して官民協働で運営する我が国初の刑事施設として、美祢社会復帰促進センターの運営が開始され、その後、同年10月に、喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センターが、同20年10月に島根あさひ社会復帰促進センターの運営が開始された。このうち、PFI手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する検討会議（以下「本会議」という。）の検討対象となる美祢社会復帰促進センター及び島根あさひ社会復帰促進センター（以下「両センター」という。）の事業期間は20年間であり、事業期間の折り返し時期を迎えている。

事業開始以降、再犯防止に係る社会的要請の高まりを受け、刑事施設に求められる役割も変化している。社会復帰促進センター運営等事業の大きな目的の一つは、事業開始当時の全国的な刑事施設の過剰収容状態を軽減させることであったが、現在は、一部の女子刑事施設は、依然、高率収容状態にあるものの、全体としてみれば、過剰収容状態は解消されており、今後、両センターは、このような状況に応じた施設運営が求められる。

このため、平成28年8月、法務省矯正局に本会議が設置され、矯正局長から委嘱された5名の委員が第三者としての立場から、両センターのこれまでの官民協働による運営実績の検証を行うとともに、その結果を踏まえた事業期間後半における施設運営の在り方、事業承継に当たり検討を行うべき事項等について、検討を重ねてきたものである。

2 検討事項

- ① 両センターの事業期間前半の事業実施状況の評価
- ② 評価結果を踏まえた今後の施設運営の在り方
- ③ 事業承継に当たり検討を行うべき事項

3 検討の経過

本会議は、両センターの実地調査を含め、全4回にわたり、検討を行った。

《 第1回 》

日時：平成28年10月21日（金）午前10時から午後零時まで

場所：法務省

内容：・事務局による運営状況等の説明
・今後の議論の進め方について

《 第2回 》

日時：① 平成28年11月25日（金）

② 平成28年12月 2日（金）

③ 平成28年12月14日（水）及び同月15日（木）

場所：① 美祢社会復帰促進センター

② 島根あさひ社会復帰促進センター

③ 島根あさひ社会復帰促進センター及び岩国刑務所

内容：実地調査（視察及び官民現地職員からのヒアリング）

《 第3回 》

日時：平成29年1月27日（金）午後4時から午後6時15分まで

場所：法務省

内容：・運営実績の評価について

・今後の施設運営の在り方について

・事業承継に当たり検討を行うべき事項について

《 第4回 》

日時：平成29年2月22日（水）午前10時から午前11時まで

場所：法務省

内容：報告書取りまとめ

第2 事業の実施状況及び評価

1 両センターの概況

(1) 概況

ア 美祢社会復帰促進センター

【所在地】

山口県美祢市

【事業者】

美祢セコムグループ

【契約金額】

517億3千8百万円（原契約）※税込み、百万円未満切り捨て

（契約変更後 638億8百万円（平成22年8月））

※国庫債務負担行為限度額との差

約48億円（8.4パーセントの削減）

【事業期間】

20年間（平成17年6月21日から平成37年3月31日まで）

【収容対象】

犯罪傾向の進んでいない（A指標受刑者）、受刑のための刑事施設への入所が初めての男子及び女子受刑者（W指標受刑者）

【収容定員】

1,300人（男子受刑者500人、女子受刑者800人（開設時500人））

【沿革】

平成16年 3月 実施方針公表

17年 6月 事業契約締結

19年 4月 運営開始

23年11月 増設区（女子受刑者，定員300人）収容開始

イ 島根あさひ社会復帰促進センター

【所在地】

島根県浜田市

【事業者】

島根あさひ大林組・ALSOKグループ

【契約金額】

922億3千6百万円 ※税込み，百万円未満切り捨て

※国庫債務負担行為限度額との差

約103億円（10.1パーセントの削減）

【事業期間】

20年間（平成18年10月20日から平成38年3月31日まで）

【収容対象】

犯罪傾向の進んでいない（A指標受刑者），受刑のための刑事施設への入所が初めての男子受刑者等

※特化ユニット

精神障害又は知的障害を有し，社会適応のための訓練を要する者

身体障害又は高齢のため，養護的処遇を要する者

【収容定員】

2,000人（浜田拘置支所を含む）

【沿革】

平成17年 6月 実施方針公表

18年10月 事業契約締結

20年10月 運営開始

（2）PFI手法の導入経緯及び目的

平成11年頃から，刑事施設の職員の過重な業務負担が問題として顕在化していたため，法務省矯正局は，公権力の行使に関わらない業務の民間委託を進めていたが，美祢社会復帰促進センター整備・運営事業の実施方針を公表した平成16年当時には，刑事施設の過剰収容状態がより深刻化していた。

このため，民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）を活用して刑事施設を新設することで，刑事施設の収容能力の拡充を図ることとするとともに，構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に特例規定を設けることにより，公権力の行使に関わる業務を民間委託することを可能とし，平成19年4月，我が国初のPFI手法を活用した刑事施設として，美祢社会復帰促進センターの運営を開始した。その後，平成19年10月には，喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センター，平成20年10月には，島根あさひ社会復帰促進センターの運営を開始した。なお，両センターは，

所在自治体からの誘致により、山口県美祢市及び島根県浜田市を事業の実施場所としたものである。

刑事施設の整備・運営にPFI手法を導入することとした目的は、速やかな刑事施設の収容能力の増強、収容能力の増強に伴って必要となるマンパワーの確保等であった。

また、平成13年に発生したいわゆる名古屋刑務所事案を端緒として、刑事施設の運営の透明性の確保が強く求められていた。刑事施設の業務を民間委託することにより、その運営状況が、一般市民である民間職員の目にさらされること、社会に開かれた刑事施設で「地域との共生」を図ること、国民の理解・協力を得て被収容者の改善更生、社会復帰を目指すこと、民間の創意工夫を取り入れたプログラムの導入により効果的な処遇を展開することを目的としたものであった。

加えて、政府全体の施策として、官製市場の民間開放が進められ、その一環として、刑事施設の運營業務の一部を民間事業者に担わせることとし、これによって、刑事施設所在地周辺における雇用創出や経済効果も期待された。

(3) 規制の特例措置

刑事施設は、刑法や刑事訴訟法その他の法令の規定に基づいて人を収容し、被収容者に対し必要な処遇を行う施設であり、収容目的を達成するために被収容者に対し処分等を行う権力的業務から、給食、洗濯、清掃、自動車の運転などの非権力的業務まで幅広い業務を行っているが、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号、以下「刑事収容施設法」という。）その他の刑事施設に関する法令上、権力的業務は、刑事施設の長又は刑事施設の職員が行うものとされていることから、刑事施設の運営に関する業務は、非権力的な業務を除き、民間委託することはできない。

このため、構造改革特別区域法の別表第1号に、特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業は刑事収容施設法等の特例として民間委託を可能とする特例規定を設けるとともに、受託者の守秘義務、みなし公務員規定、監督規定など、業務の適正かつ円滑な実施を確保するための措置を講ずることで、大幅な民間委託を可能とした。

【旧構造改革特別区域法の規定により委託可能となった業務】

- ・ 収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断、写真の撮影並びに指紋の採取の実施
- ・ 受刑者の分類のための調査の実施
- ・ 被収容者の行動監視及び施設の警備（被収容者の行動の制止その他の被収容者に対する有形力の行使を伴うものは除く。）
- ・ 被収容者の着衣、所持品及び居室の検査並びに健康診断の実施
- ・ 被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施
- ・ 被収容者に対する文書及び図画の閲読の許否の処分をするために必要な検査の補助
- ・ 被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の補助

- ・ 被収容者が収容の際に所持する現金及び物品その他の金品について領置その他の措置を行うために必要な検査の実施
- ・ 被収容者の領置物（金銭を除く。）の保管
- ・ その他，上記事務に準ずるものとして政令で定める事務

（４）委託業務の範囲・委託費の支払い方法

両センターにおいては，総務業務の事務支援，自動車の運転，物品等の調達・管理，建物等の維持管理，給食及び洗濯など，規制の特例措置がなくとも委託可能な業務から，上記（３）の特例措置によって委託が可能となった業務まで，幅広く，刑事施設の運営に係る業務の民間委託が行われている。また，両センターの事業には，民間のノウハウを最大限発揮した運営が可能となるよう，施設の設計及び建設を含んでいる。

これらの業務の実施に対する委託費の支払方法として，ユニタリーペイメント（サービス提供の対価を包括的に支払う方式）を採用している（なお，被収容者に対する給食に係る食材費については，平成24年度から，平均収容率が80パーセントを下回った場合には，合理的な範囲内で費用が減少したものとして，委託費から減額することとしている。）。

社会復帰促進センターにおける委託業務（※は島根あさひのみ）

業務区分		委託業務
総務	庶務事務支援	文書の発受・管理，参観・広報支援，電話交換，宿日直，国有財産・物品管理事務支援，人事事務支援
	名籍事務支援	写真撮影，身分帳簿管理，その他名籍事務支援
	各種統計作成支援	各種統計作成支援
	経理事務支援	会計事務支援，共済事務支援，作業報奨金管理支援
	領置事務支援	領置物保管，領置金管理支援，購入物品管理支援
	情報システム管理	郵便物管理システム，面会予約システム，処遇情報管理システム，位置情報把握システム，図書管理システム，その他情報システム管理
	運転	自動車の運転
	備品・消耗品管理	備品・消耗品の管理
収容 関連 サービス	給食	献立の作成・確認，食事・飲料の給与，材料管理，衛生管理，非常時対応
	衣類・寝具の提供	衣類・寝具の提供，洗濯
	清掃	清掃
	その他	購買，理容・美容，職員食堂運営，食器・雑具・日常必需品の給与
警備	施設警備	庁舎警備，構内外巡回警備，中央監視システム
	収容監視	収容監視
	その他警備支援	信書検査（※），保安検査，護送支援，運動・入浴監視支援，保安事務支援，各種訓練

作業	作業企画支援	作業企画支援
	技術指導	作業技術指導, 安全衛生管理等指導
	職業訓練	職業訓練
	その他作業事務支援	その他作業事務支援
教育	教育企画	視聴覚教育, 通信教育, 改善指導, 教科教育, その他教育企画
	図書管理	図書管理
	その他教育支援	宗教教諭師・篤志面接委員との連絡調整, 各種レクリエーション
医療	健康診断, 外部医療機関との連絡調整, レセプト審査, 常備薬の管理(※), 医療設備の維持管理, 医療関係事務, 特化ユニットにおける各種プログラムの実施(※), 理学療法の実施(※)	
分類	考査関係事務支援, 審査関係事務支援, 保護関係事務支援(島根あさひは, 就労支援業務を含む。)	

2 事業期間前半における実施状況及び評価

本会議では、両センターの設置目的、官民協働による施設運営から期待される効果、民間事業者が刑事施設の運営に携わることによる問題等発生の有無及びその他の事項について、評価を行うこととした。評価の事項は、「刑務所の過剰収容状態の軽減」、「地域との共生」、「官製市場の開放による雇用創出及び経済効果」、「民間のノウハウの活用による人材の再生」、「民間事業者による業務の実施状況」とした。

(1) 刑務所の過剰収容状態の軽減効果

社会復帰促進センターの設置が検討された当時、刑事施設の収容人員が大幅に増加し、その対応策が求められていたが、施設整備予算の確保や国職員の大幅な増員は困難な状況であった。このため、新たな施設整備の資金及び施設運営に係るマンパワー確保の方策として、刑事施設の整備・運営にPFI手法を採用した(平成18年末には、収容率(受刑者収容人員/既決収容定員)が113.6パーセント(収容人員は、7万496人)に達する過剰収容の状況にあった。)

社会復帰促進センターの設置目的の一つは、当時の過剰収容状況に対する刑事施設の収容能力の増強であったところ、4つの社会復帰促進センターの設置により、刑事施設の収容定員は、6,300人増加(うち、美祢社会復帰促進センターは1,300人、島根あさひ社会復帰促進センターは2,000人)しており、社会復帰促進センターの設置目的の一つである過剰収容状態の軽減に一定の役割を果たしたといえる。

その後、ピーク時に7万人を超えていた受刑者等の収容人員は、平成27年末には約5万2千人まで減少し、収容率は71.4パーセントまで低下しており、刑事施設の過剰収容の状況は解消している。

現在、全国的な受刑者の収容人員の減少に伴い、社会復帰促進センターの収容対象となる受刑者の数自体が減少し、両センターの収容率は低迷している。今後の施設運営においては、どのように収容人員を確保していくのか、又は、どのような役割を担っていくのかが課題となる。

刑事施設の既決収容定員・受刑者収容人員 (各年末)

	既決収容定員(A)	受刑者収容人員 (B)	収容率(B/A)
平成17年	58,906	67,423	114.5%
平成18年	62,077	70,496	113.6%
平成19年	67,996	70,053	103.0%
平成20年	70,292	67,672	96.3%
平成27年	71,690	51,175	71.4%

美祢及び島根あさひ社会復帰促進センターの収容定員・収容人員 (平成27年末)

	収容定員(A)	収容人員(B)	収容率(B/A)
美祢(全体)	1,300	737	56.7%
美祢(男子)	500	377	75.4%
美祢(女子)	800	360	45.0%
島根あさひ	2,000	1,360	68.0%

※島根あさひ社会復帰促進センターの数値には、浜田拘置支所を含む。

(2) 「地域との共生」の具現化

両センターの整備・運営事業では、入札に際し、「地域に開かれた施設」との設計コンセプトが提案され、敷地の整備や庁舎等の建物が建築されているほか、運営においても地域の団体や人材と連携が図られ、地域住民等に、センターの取組が可視化されている。

例えば、美祢社会復帰促進センターで職業訓練として実施するボランティア啓発科(手話)には、山口県ろうあ連盟が指導に携わっている。また、地域で伐採した竹を箸として加工する刑務作業が導入されている。平成27年度には、美祢市、地域住民及び美祢社会復帰促進センターの三者で構成する「美祢社会復帰促進センター地域共生のまちづくり推進協議会」が設置された。この協議会では、センターを地域の資源として活用する方策について協議が行われており、平成28年度の矯正展は、美祢市との共催で開催している。

島根あさひ社会復帰促進センターにおいては、一般改善指導として実施する盲導犬パピー育成プログラムや、特化ユニットを対象とする職業訓練(神楽面・衣装製作科、石見焼製作科及び石州和紙製作科)、余暇活動として実施する地域住民との文通プログラムなど、運営開始当初から、地域との連携を前提とした指導等が行われている。

また、両センターの敷地内には、それぞれ、美祢市立豊田前保育園、あさひ子ども園が設置されており、地域住民の子弟とともに、センターの官民職員の子弟が通園している。

現地官民職員へのヒアリングにおいても、地元雇用・地元調達による経済的な面

での「地域との共生」、地域の団体や人材と連携した職業訓練や改善指導プログラムの実施、施設行事の地元自治体との共催のほか、センター職員の地域行事や清掃活動への参加などが積極的に行われているなどの声が聞かれ、総じて、「地域との共生」が実現し、根付いている状況がうかがえた。

「地域との共生」については、学識経験者によって、両センター近隣住民の意識調査に基づく研究が行われている。

これによると、美祢社会復帰促進センター近隣住民（豊田前地区及び大嶺地区）に対する平成22年1月時点の調査では、センターに対する認知は90パーセントを超えている。また、センターに対する抵抗感を感じていた者は、開設当初、51.1パーセントであったのが、13.6パーセントへと大きく低減している。施設への直接的又は間接的接触に関する調査項目については、「センターに関するニュースを見た」71.8パーセント、「住民向けの広報を読んだ」32.2パーセント、「センターの中を見学した」23.4パーセントなどとなっている。

島根あさひ社会復帰促進センター近隣住民（旭自治区及び金城自治区）に対する平成25年4月・5月時点の調査では、美祢社会復帰促進センター近隣住民に対する調査と同じく、センターに対する認知は90パーセントを超えて高く、また、センターに対する抵抗感を感じていた者は、開設当初、49パーセントであったのが、13パーセントへと大きく低減している。施設への直接的又は間接的接触に関する調査項目については、「センターに関するニュースを見た」52.1パーセント、「住民向けの広報を読んだ」43.8パーセント、「センターの中を見学した」45.2パーセントであった。

この研究結果からも、両センターは、地域との共生やセンターの取組の可視化について、一定の成果を上げていることが裏付けられる。なお、いずれの調査においても、地区により差がある点についても指摘されている。

※ 上瀬由美子，高橋尚也，矢野恵美（2016）平成22年「官民協働刑務所開設による社会的包摂促進の検討」心理学研究，第86巻

※ 矢野恵美，上瀬由美子，齋藤実（2014）地域と刑務所の共生・協創は可能か 日工組社会安全財団 2013年度一般研究助成最終報告書

地域住民等へのセンターの取組の可視化について、具体的な取組としては、例えば、島根あさひ社会復帰促進センターでは、平成25年8月には、開所5周年記念フォーラム、平成26年6月には、出所者と地域の方々が互いの思いを伝え合う「あさひ感謝シンポジウム」を開催しており、今後は、平成30年に開所10周年を迎えるに当たり、同様のイベントの開催が期待される。このような場で、センターで行われている取組が広く地域住民に可視化されることで、「地域との共生」が深化していくものと考えられる。

また、地区によって、センターの取組への関心に差があるものと思われる。このため両センターでは、様々な取組を伝えるため、現在でもホームページを開設したり、地域住民向けの広報誌を発行するなどして、センターの取組を広報していると

ころであるが、地域住民のより一層の認知及び社会貢献への理解向上を図るためにも、今後の広報活動や共生のための創意工夫に期待したい。

(3) 官製市場の開放による雇用創出及び経済効果

本会議では、両センターの整備・運営事業による雇用創出及び経済効果についての検証を行った。

両センターの事業活動に伴う支出、所在地域に転入した国職員及び民間職員の支出、地元雇用、被收容者に対する給食に用いる食材の地元調達、被收容者の收容人員を含む人口増加による地方税の増加等によって、地域経済への波及効果があり、人口減少が進む地域において、事業期間終了後の運営の在り方など、今後のセンターの動向は、少なからず、地域経済に影響があるものと考えられる。

ア シンクタンクによる調査結果

法務省矯正局では、本会議における検討に先立ち、アドバイザーである民間のシンクタンク（みずほ総合研究所株式会社）に、両センターの整備・運営事業を実施することによる地域（山口県内及び島根県内）への経済効果について調査を依頼している。

本調査では、センターの運営等に伴う支出が別の関連産業の生産増加に波及している効果及びセンターの官民職員の支出やセンターへの来訪者（参観等）の支出、これとは別に、地方交付税の増加などの算定が行われた（調査結果の詳細は、別添資料を参照）。

※ 「経済波及効果」とは、「事業活動で行われる支出（サービス、財等の購入）が、関連産業の生産増加をもたらす効果」である。

本事業の場合、センターが新たに整備され、維持管理・運営が行われることによって、様々な支出（サービス・財等の購入）が行われており、関連産業の生産増加（生産誘発とそれに伴う雇用者の増加や税収の増加）をもたらしている効果がある。また、センターの従業者の支出やセンターへの来所者の支出についても関連産業の生産増加をもたらしている効果がある。これらは、センターの支出による経済効果（直接的経済効果）として捉えられる。

また、本事業では、PFI事業を実施するために設置された特別目的会社（SPC）が、地元自治体に納税している。また、人口（従業者、センター被收容者）が増えたことにより、地方交付税措置の金額が増加している。これらの税金増加額についても、センターが所在することによる効果である。

その調査結果によると、美祢社会復帰促進センター整備・運営事業契約締結以降の事業活動に伴う支出による経済効果（2次間接波及効果まで含めた合計金額）は、生産誘発額の累計643億1,400万円（維持管理・運営期間中の単年度平均56億1,000万円）、雇用者増加数の累計6,110人（維持管理・運営期間中の単年度平均559人）であった。また、同じく事業契約締結以降の地方税の増加額の累計は、50億6,600万円（うち被收容者及び従業者増によ

る地方交付税増加額は、24億4,300万円（単年度平均2億7,100万円）であった。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業契約締結以降の事業活動に伴う支出による経済効果（2次間接波及効果まで含めた合計金額）は、生産誘発額の累計806億7,500万円（維持管理・運営期間中の単年度平均60億3,400万円）、雇用者増加数の累計6,974人（維持管理・運営期間中の単年度平均580人）であった。また、同じく事業契約締結以降の地方税の増加額は、72億3,900万円（うち被収容者及び従業者増による地方交付税増加額は、35億1,200万円（単年度平均4億2,900万円））であった。

20年間の事業期間を通じた経済効果の推計は、美祢社会復帰促進センターについては、生産誘発額1,260億800万円、雇用者誘発数の累計12,262人、島根あさひ社会復帰促進センターについては、生産誘発額1,541億6,200万円、雇用者増加数の累計14,091人と推計された。同じく地方税の増加額は、美祢社会復帰促進センターについては、98億4,600万円（うち被収容者及び従業者増による地方交付税増加額は、54億2,900万円）、島根あさひ社会復帰促進センターについては、133億8700万円（うち被収容者及び従業者増による地方交付税増加額は、87億8,000万円）と推計された。

イ 食材の地元調達

両センターにおいては、被収容者に365日3食の食事を給与するため、食材を美祢市及び浜田市並びに県内の業者から調達している。地元調達の割合は、美祢社会復帰促進センターにおいては約70パーセント、島根あさひ社会復帰促進センターはほぼ100パーセントである。

国が運営する一般の刑事施設における被収容者1人1日当たりの食糧費の金額（平成27年度）は、544円である。両センターにおける金額が同程度であると仮定して、1年間の地元調達金額を推計すると、美祢社会復帰促進センターは、約1億100万円、島根あさひ社会復帰促進センターは、約2億7,400万円であった。

食材調達金額の推計

	1日平均収容人員 (H27年)	1年間の食材調達金額 (推計)	地元 調達率	地元調達金額 (推計)
美祢	730人	144,948,800円	70%	101,464,160円
島根あさひ	1,379人	273,814,240円	100%	273,814,240円

ウ 雇用の創出等

両センターで勤務する民間職員の人数は、下表のとおりである（平成27年度の特定期日における人数）。

両センターの近隣地域の人口増加及び地元雇用について、上記（２）の研究結果のうち「地域活性化認知」の調査結果では、美祢社会復帰促進センター近隣住民（豊田前地区及び大嶺地区）は、「地元の小・中学校の生徒数が増えた」33.8パーセント、「地元の人口が増えた」32.3パーセント、「地元の人たちが働く機会が増えた」30.4パーセントとなっている。島根あさひ社会復帰促進センター近隣住民（旭自治区及び金城自治区）は、「地元の人口が増えた」58.5パーセント、「地元の小・中学校の生徒数が増えた」48.1パーセント、「地元の人たちが働く機会が増えた」47.5パーセントとなっている。

なお、国職員の多くは、センターの開設に伴い、所在地域に転入した者である。両センターの国職員の多くが居住する職員宿舎には、その家族も生活している。

美祢

島根あさひ

		人数
民間職員 (常勤)	全体	220人
	うち県内居住	220人
民間職員 (非常勤)	全体	121人
	うち県内居住	70人
外部講師		297人

		人数
民間職員 (常勤)	全体	311人
	うち県内居住	298人
民間職員 (非常勤)	全体	43人
	うち県内居住	38人
外部講師		180人

エ センターへの訪問者数

被收容者への面会、参観、視察等のため、多くの者が両センターを訪問している。その人数は、下表のとおりである。

これらの者の多くは、地域の交通機関、宿泊施設及び飲食店を利用していると考えられ、これによる経済効果もある。

参観・視察、面会の件数・人数 (平成27年度)

	種別	件数	人数
美祢	参観・視察	96件	1,731人
	面会	1,595件	—
島根あさひ	参観・視察	108件	1,081人
	面会	2,437件	4,153人

※美祢社会復帰促進センターは、面会について件数のみを集計している。

(4) 民間のノウハウの活用による「人材の再生」

ア 職業訓練

社会復帰促進センターでは、民間のノウハウの活用による「人材の再生」を実現すべく、民間事業者の提案による職業訓練科目が導入されている。

具体的な科目を見てみると、両センターともに、全受刑者（一部を除く。）を対象に、パソコン操作を学ぶ科目（美祢社会復帰促進センターにおいては、情報処理技術科（ITスキル養成）、島根あさひ社会復帰促進センターにおいては、PC（基礎））、ビジネススキル科及びボランティア啓発科等を実施し、広く、職業訓練を受講する機会を設けている。

また、より高度なITスキルを取得することを目的とする科目（美祢社会復帰促進センターにおいては、情報処理技術科（エキスパート課程、システム概論課程）、DTP科等、島根あさひ社会復帰促進センターにおいては、情報処理技術科（上級課程）、デジタルコンテンツ科等）や労働需要の高い職業分野に係る科目（美祢社会復帰促進センターにおいては、調理科及び介護福祉科等、島根あさひ社会復帰促進センターにおいては、建設機械科及び介護福祉科）を設けている。

島根あさひ社会復帰促進センターにおいては、特化ユニットを対象とした職業訓練科目として、「神楽面・衣装製作科」、「石見焼製作科」、「石州和紙製作科」が導入され、地域の伝統工芸技能者の協力を得て実施している。（両センターで実施している職業訓練科目は、別添1を参照）

まず、社会復帰促進センターの開設により、どの程度、職業訓練の受講者数や資格又は免許の取得者数が増えているか検証するため、本項では、両センターに喜連川及び播磨社会復帰促進センターを加えた4つの社会復帰促進センターと全国の刑事施設の数値を比較した。

平成19年（美祢社会復帰促進センターが開設した年）の刑事施設全体の出所者数は3万1,341人であった。このうち、職業訓練受講者数は1,201人であった。また、資格又は免許取得者数は952人であった。

平成27年の刑事施設全体の出所者数は2万3,566人であり、このうち、職業訓練受講者数は3,218人であった。また、資格又は免許取得者数は2,141人であった。同じく、社会復帰促進センター4施設の出所受刑者数は、2,225人あり、このうち、職業訓練受講者数は1,216人であった。また、資格又は免許取得者数は529人であった。

一般の刑事施設においても、職業訓練の充実を図っているため、全体的に出所受刑者の職業訓練受講者数、資格又は免許取得者数の人数が増加しているが、刑事施設全体の出所受刑者数に占める割合から、社会復帰促進センターにおいて、広く職業訓練を実施することによって、職業訓練の受講機会、資格又は免許の取得機会の拡大につながっていることがうかがえる。

出所受刑者数、職業訓練受講者数（人数）

	出所受刑者数	職業訓練受講者	割合
平成19年	31,341	1,201	3.9%
平成27年	23,566	3,218	13.7%

出所受刑者数，出所受刑者の取得した資格又は免許（人数）

	出所受刑者数	資格又は免許	割合
平成19年	31,341	952	2.9%
平成27年	23,566	2,141	9.1%

出所受刑者数，出所受刑者の職業訓練，同取得した資格又は免許（人数）（平成27年）

	全国	PFI4庁	PFIの割合
出所受刑者数	23,566	2,225	9.4%
職業訓練	3,218	1,216	37.8%
資格又は免許	2,141	529	24.7%

次に，両センターで民間事業者が提供している職業訓練の質について，受刑者の出所時アンケート調査の質問のうち，職業訓練に関する平成26年度の両センターと全体（全国の刑事施設）の数値とを比較した。

職業訓練について，「受けた」と回答した者は，全体17.8パーセント，美祢社会復帰促進センター（男）61.1パーセント，同（女）71.0パーセント，島根あさひ社会復帰促進センター56.7パーセントであった（両センターにおいては，全員を対象とした職業訓練を実施しているが，これらを出所受刑者自身が職業訓練と認識していない場合があるため，「受けた」と回答した者が100パーセントとなっていない。）。

また，職業訓練を「受けた」と回答した者のうち，社会復帰に「役立つ」と回答した者は，全体74.0パーセント，美祢社会復帰促進センター（男）73.8パーセント，同（女）86.8パーセント，島根あさひ社会復帰促進センター65.0パーセントであった。

今回の受刑生活で得られたものは何かとの質問について，「免許・資格，その他職業技能が身に付いた。」と回答した者は，全体4.1パーセント，美祢社会復帰促進センター（男）7.3パーセント，同（女）12.4パーセント，島根あさひ社会復帰促進センター7.1パーセントであった。

一般の刑事施設においては，基本的に，職業訓練の募集に受刑者自ら応募し，選定基準をクリアした者が受講しており，必須の訓練はない。一般施設と両センターとでは，対象者の選定方法に違いがありながらも，このような結果が出ていることから，両センターの出所受刑者は，職業訓練について，おおむね肯定的に捉えているものといえる。

職業訓練について「受けた」，「役立つ」，「受けなかった」と回答した者の割合（平成26年度）

	美祢（男）	美祢（女）	島根あさひ	全体	A指標	W指標
受けた	61.1%	71.0%	56.7%	17.8%	28.2%	27.9%
役立つ	73.8%	86.8%	65.0%	74.0%	72.9%	82.6%

受けなかった	38.9%	29.0%	43.3%	82.2%	71.8%	72.1%
--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

受刑生活で得られたものについて「免許・資格、その他職業技能が身に付いた。」と回答した者の割合（平成26年度）

	美祢（男）	美祢（女）	島根あさひ	全体	A指標	W指標
免許・資格、職業技能が身に付いた。	7.3%	12.4%	7.1%	4.1%	5.1%	6.3%

労働需要や出所後の就労に係るニーズと合っているのかとの観点では、「出所後に就きたい（就くつもり）の仕事」を聞いた質問に対し、「その他の仕事」を除くと、全体、A指標、美祢社会復帰促進センター（男）及び島根あさひ社会復帰促進センターでは、「建築・土木関係」と回答した者が一番多かった。美祢社会復帰促進センター（女）においては、「福祉関係」と回答した者が一番多かった。

また、職業訓練を「受けなかった（受けない職業訓練がなかった。）」と回答した者に、「どのような訓練があれば、受けたと思ったか。」と聞いた質問に対して、全体の回答では、「コンピュータ関係」と回答した者が一番多かったが、コンピュータの職業訓練を複数設けている両センターの回答では、「コンピュータ関係」と回答した者は少なかった。

美祢社会復帰促進センター（男）では、「建築・土木・測量関係」と回答した者が一番多く、二番目が「介護・福祉関係」、三番目が「自動車関係」と「金融関係」であった。

美祢社会復帰促進センター（女）では、「介護・福祉関係」と回答した者が一番多く、二番目が「その他の訓練」、三番目が「理容・美容関係」であった。

島根あさひ社会復帰促進センターでは、「調理関係」と回答した者が一番多く、二番目が「建築・土木・測量関係」、三番目が「その他の訓練」であった。

美祢社会復帰促進センターにおいては「建築・土木・測量関係」、島根あさひ社会復帰促進センターにおいては「調理関係」（「パン職人」の職業訓練は実施している。）の職業訓練を実施していないことから、労働需要や受刑者のニーズに応じた職業訓練科目が提供されているのか、検討が必要であろう。

「出所後に就きたい（就くつもり）の仕事」の質問についての回答（平成26年度）

	美祢（男）	美祢（女）	島根あさひ	全体	A指標	W指標
建設・土木関係	40	6	157	5,883	1,820	40
その他の仕事	41	65	171	4,960	1,664	604
自動車運転関係	12	8	52	1,562	509	41
調理関係	16	40	92	1,538	597	204
福祉関係	9	56	44	1,138	316	360

働く予定はない	0	2	8	1,105	171	191
考えていない	1	7	22	1,089	230	101
販売員	15	23	62	1,046	422	197
農業・園芸関係	3	7	35	623	215	58
コンピュータ関係	20	5	35	596	260	42
金属製造関係	7	2	17	524	211	10
自動車整備関係	3	0	10	333	135	2
電気工事関係	5	0	17	322	155	3
理容・美容関係	4	4	12	212	77	61

職業訓練を「受けなかった。」と回答し、かつ、その理由について「受けたい職業訓練がなかった。」と回答した者に対する「どのような訓練であれば、受けたいと思ったか。」との質問についての回答件数（平成26年度）

	美祢（男）	美祢（女）	島根あさひ	全体	A指標	W指標
コンピュータ関係	3	2	3	1,401	291	111
建築・土木・測量関係	12	2	20	1,257	415	21
その他の訓練	4	8	17	1,013	377	83
調理関係	2	5	31	937	248	93
介護・福祉関係	8	10	1	759	203	113
自動車関係	6	2	14	499	160	8
販売・サービス関係	2	3	9	479	133	48
農業・園芸関係	4	3	8	467	132	68
金融関係	6	2	6	352	115	9
理容・美容関係	0	7	1	219	44	31
電気通信関係	1	1	4	90	40	3

イ 改善指導

社会復帰促進センターの設置目的の一つは、民間のノウハウの活用による「人材の再生」であり、両センターでは、一般改善指導に、外部の専門家・団体と連携して実施するプログラム、海外で実績のあるプログラムを導入している。また、改善指導の標準プログラムに沿って実施する特別改善指導の指導については、外部の専門家・団体の監修により、各センター独自の工夫を盛り込んだカリキュラムを策定して実施している。（なお、開設当初から、認知行動療法を取り入れた指導が行われている。また、島根あさひ社会復帰促進センターは、特化ユニット対象者用のカリキュラムを用意している。）。

美祢社会復帰促進センターにおいては、一般改善指導として、反犯罪性思考プログラム、アグリプログラムや絆プログラム等を実施している。また、これら民間事業者が実施するプログラムに加え、国の教育専門官が、被害者感情理解指導

及び窃盗防止指導を実施している。

島根あさひ社会復帰促進センターにおいては、回復共同体プログラム（各受刑者の問題性に応じた自助グループを形成して実施する改善指導プログラム）のほか、地域の住民や団体と連携した一般改善指導として、盲導犬パピー育成プログラム及びホースプログラムを実施している。これらの改善指導プログラムは、民間のノウハウや外部の専門家・団体等と連携して実施する社会復帰促進センターの改善指導を特徴付けるものであるといえる。（両センターで実施している改善指導プログラムは、別添2を参照）

次に、両センターで民間事業者が実施している改善指導プログラムの質について、受刑者の出所時アンケート調査の質問のうち、対被害者感情及び贖罪意識等に関する平成26年度の両センターと全体の回答結果とを比較した。

対被害者感情及び贖罪意識に関する質問のうち、被害者への謝罪・被害弁償については、「謝罪したい」と回答した者は、全体52.0パーセント、美祢社会復帰促進センター（男）76.9パーセント、同（女）69.2パーセント、島根あさひ社会復帰促進センター70.3パーセントであった。

「被害弁償等をしたい」と回答した者は、全体48.7パーセント、美祢社会復帰促進センター（男）85.0パーセント、同（女）66.7パーセント、島根あさひ社会復帰促進センター68.5パーセントであった。

今回の受刑生活で得られたものは何かとの質問について、「被害者に対する謝罪、被害弁償等の気持ちが生まれた。」と回答した者は、全体7.9パーセント、美祢社会復帰促進センター（男）12.4パーセント、同（女）3.6パーセント、島根あさひ社会復帰促進センター12.9パーセントであった。

「二度と犯罪をしない決意ができた。」と回答した者は、全体44.8パーセント、美祢社会復帰促進センター（男）53.7パーセント、同（女）51.6パーセント、島根あさひ社会復帰促進センター48.8パーセントであった。

「二度と犯罪しない方法（生活のしかた、出所後の相談先）がわかった。」と回答した者は、全体11.9パーセント、美祢社会復帰促進センター（男）10.7パーセント、同（女）17.3パーセント、島根あさひ社会復帰促進センター9.7パーセントであった。

両センターの出所受刑者の回答結果を見ると、全体の回答より、被害者に対する謝罪や贖罪意識が高い傾向にあるのではないかと考えられる。

改善指導プログラムについては、その効果の検証が求められているところ、再犯の要因には、改善指導だけでなく、出所後の帰住環境、就労環境、交友状況等の様々な要因に影響され、また、比較の対照群を設定できないなど難しい事情はあるものの、事業期間後半における指導内容の見直し、事業終了時における評価及び事業承継に向けて、また、出所時アンケート調査との因果関係を裏付ける意味でも、効果検証は必要であろう。

被害者に対する謝罪，被害弁償（慰謝料）について「謝罪したい。」，「被害弁償等したい。」と回答した者の割合（平成26年度）

	美祢（男）	美祢（女）	島根あさひ	全体	A指標	W指標
謝罪したい。	76.9%	69.2%	70.3%	52.0%	63.9%	60.6%
被害弁償等をした い。	85.0%	66.7%	68.5%	48.7%	61.2%	58.4%

受刑生活で得られたものについて「被害者に対する謝罪，被害弁償等の気持ちが生まれた。」「二度と犯罪をしない決意ができた。」「二度と犯罪しない方法が分かった。」と回答した割合（平成26年度）

	美祢（男）	美祢（女）	島根あさひ	全体	A指標	W指標
被害者に対する謝罪，被害弁償等の気持ちが生まれた。	12.4%	3.6%	12.9%	7.9%	10.6%	5.6%
二度と犯罪をしない決意ができた。	53.7%	51.6%	48.8%	44.8%	49.0%	48.6%
二度と犯罪しない方法がわかった。	10.7%	17.3%	9.7%	11.9%	11.2%	15.9%

（5）民間事業者による業務の実施状況

民間事業者が，刑事施設の運營業務に携わって問題があったのか，なかったのかとの点について，モニタリングの実施結果，受刑者の出所時アンケート調査結果，入札における加點評価項目の実現状況等から分析した。

ア モニタリング実施結果

社会復帰促進センターPFI事業契約においては，モニタリングにより，民間事業者の債務の履行状況を確認している。

モニタリング制度では，刑事施設の運営に重大な影響を及ぼす一定の事由を発生させた場合や提供されたサービスが要求水準を満たしていなかった場合には，違約金を賦課し，又は，重大な影響を及ぼすとまではいえない業務の過誤に対しては減額ポイントを計上し，その蓄積により事業費を減額することを定めている。また，民間事業者が，「要求水準等に定める範囲の事務について，特に優れた業務遂行により，刑務所施設的良好な運営に寄与した場合」，「要求水準等に定める範囲を超える貢献により，刑務所施設的良好な運営に寄与した場合」，「地域への貢献，地域資源の活用等により，刑務所施設的良好な運営に寄与した場合」及び「その他特段の事情がある場合」には，功績等の内容に応じて，1件につき最大10ポイントの範囲で減額ポイントを軽減できる旨定めている。

このため違約金の賦課及び減額ポイントの蓄積による事業費の減額の有無は，民間事業者が，刑事施設の運営を問題なく行えたのか判断する一つの尺度である

ということが出来る。このことからすると、両センターともに、開設時からこれまでに、違約金及び減額ポイントの蓄積による事業費の減額は無いことから、契約上の債務の履行確認の観点では、両センターを運営する事業者は、いずれも、大きな問題なく刑事施設の運営業務を実施できたといえる。

ただし、日常の業務を実施する中で、ヒューマンエラーに起因する過誤は少なからず発生し、減額ポイントが計上されている。

美祢社会復帰促進センターについては、運営開始（平成19年度）から7年目（平成25年度）までは、減額ポイントが多く計上され、平成23年度及び平成24年度は180点を超えていたが、平成26年度及び平成27年度は、8点にまで減少している。平成24年度以降、功績ポイントの計上が増えており、平成25年度には、104点計上されている。

島根あさひ社会復帰促進センターについては、平成22年度から平成26年度までは、減額ポイントが150点以上計上（平成24年度は、502点計上された。）されていたが、平成27年度は、46点まで減少した。また、平成23年度以降、功績ポイントの計上が増加し、平成24年度以降は、毎年度、200点以上計上されている。

功績ポイント、減額ポイント計上点数の推移（美祢）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
功績P	0	0	0	0	2	49	104	89	72
減額P	125	150	91	84	188	180	164	10	8

功績ポイント、減額ポイント計上点数の推移（島根あさひ）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
功績P	—	0	0	9	136	225	306	216	228
減額P	—	10	90	184	153	502	253	206	46

減額ポイントについては、各センターのモニタリング実施計画に、「減額ポイントの対象となる事実」が定められ、一定の基準があるものの、その時々でのモニタリング担当者の判断にも左右されることから、一概にはいえないが、大まかな傾向としては、民間事業者の業務の習熟が進んでいるのではないかと考えられる。

功績ポイントの付与点数が増えている点については、積極的に、施設の運営に寄与した事例を見い出して、功績ポイントを計上するようになったことも影響しているが、運営開始から年数を経るにつれ、業務習熟が進んで余裕が生まれ、円滑な施設運営に資する柔軟な対応が可能となったのではないかと考えられる。

なお、減額ポイントは、モニタリング実施計画において定められた減額ポイントの対象となる事実に基づき、発生した過誤がそれに該当する場合にのみ計上することとなっているところ、事実の類型に当てはまらない過誤が発生する場合もある。事実の類型に当てはまらない過誤が発生した場合には、官民協議を行い、

再発防止を促した上で、民間事業者に対し、センター長指示を発出して同種事案が発生しないよう指示し、次回以降に同種事案が発生した場合に、10点を上限に減額ポイントを計上することとなっている（当初の契約では、一律10点を計上することとなっていたが、比較的軽微な事案あっても、1回のミスが発生で10点計上されることから、平成27年度に1点から10点の範囲で計上する見直しを行っている。）

個別の減額ポイントの計上事由を見ると、運営開始当初は、信書同封物の誤廃棄、物品検査の疎漏、保安区域内への持込制限品の持込みといった民間職員の刑事施設の業務への理解不足が原因ではないかと考えられる事由が多かったが、年数が経つにつれ、このような事由による減額ポイントの計上は減り、近年は、食事への異物混入、食事の誤配食といった事由の割合が相対的に大きくなっている。

減額ポイント及び功績ポイント計上事由の例

減額ポイント計上事由の例	功績ポイント計上事由の例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事への異物混入 ・ 食事提供時間の遅延 ・ 収容区域内への持込制限品（携帯電話、ライター等）の持込 ・ 物品管理の疎漏 ・ 検査業務の疎漏 ・ システムの誤入力 ・ 書類の紛失 ・ 信書同封物の誤廃棄 ・ 個人情報の漏えい等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初の想定を超える運転業務の実施 ・ 綿密な視察による受刑者の反則行為の発見 ・ 備品等の追加整備 ・ 要求水準外の修繕の実施 ・ 民間のノウハウによる給食メニュー ・ 地域貢献活動への協力 ・ 地域イベントにおける広報活動の実施

イ 受刑者の出所時アンケート調査結果

民間事業者による給食業務及び図書（官本）整備について、受刑者の出所時にアンケート調査（平成26年度）の関連する質問（給食、図書及び医療関係）の回答結果を、両センターと全体の回答結果とを比較した。

まず、食事の質について、「ちょうど良い」と回答した者は、全体30.7パーセントのところ、美祢社会復帰促進センター（男）44.9パーセント、同（女）41.0パーセント、島根あさひ社会復帰促進センター24.4パーセントであった。

食事の量について、「ちょうど良い」と回答した者は、全体54.4パーセントのところ、美祢社会復帰促進センター（男）57.9パーセント、同（女）44.7パーセント、島根あさひ社会復帰促進センター50.5パーセントであった。

食事の献立について、「ちょうど良い」と回答した者は、全体46.8パーセントのところ、美祢社会復帰促進センター（男）62.9パーセント、同（女）

50.7パーセント、島根あさひ社会復帰促進センター43.8パーセントであった。

食事について比較すると、美祢社会復帰促進センターにおいては、「ちょうど良い」と回答した者が全体の回答の割合よりも多く、島根あさひ社会復帰促進センターにおいては、やや少ないという結果であった。

自由が制約されている受刑者にとって、食事は大きな関心事の一つであり、改善更生に向けた前向きな受刑生活を送らせるためにも、重要な要素であることから、嗜好調査の結果を踏まえ、提供する食事の内容や質をより高める努力が必要であろう。

食事について「ちょうど良い」と回答した者の割合（平成26年度）

	美祢（男）	美祢（女）	島根あさひ	全体	A指標	W指標
食事（質）	44.9%	41.0%	24.4%	30.7%	33.2%	38.4%
（量）	57.9%	44.7%	50.5%	54.4%	52.4%	54.9%
（献立）	62.9%	50.7%	43.8%	46.8%	51.4%	49.6%

図書（官本）について、「十分だった。」と回答した者は、全国25.5パーセント、美祢社会復帰促進センター（男）48.9パーセント、同（女）35.5パーセント、島根あさひ社会復帰促進センター45.5パーセントであった。

図書（官本）について比較すると、両センターともに、「十分だった。」と回答した者が全国の回答の割合より多かった。

図書（官本）について「十分だった。」と回答した者の割合（平成26年度）

	美祢（男）	美祢（女）	島根あさひ	全体	A指標	W指標
十分だった	48.9%	35.5%	45.5%	25.5%	31.0%	26.8%

ウ 入札における加点評価項目の実現状況

両センターのPFI事業は、刑事施設という特殊な建築物の整備、維持管理及び業務全般にわたる運営委託であり、効率的・効果的なサービスの提供を求めるものであることから、参入する民間事業者には高度な専門性が求められる。

このため、両センターの整備・運営事業の入札では、サービスの対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力及び運営に関する能力等を総合的に評価する必要があるため、法務省は、総合評価一般競争入札方式を採用し、入札の透明性、客観性及び公平性を確保するため、外部の学識経験者等により構成される事業者選定委員会を設置し、事業者選定を実施した。

民間事業者の選定は、資格審査において提案審査書類の提出者を選定（第一次審査）し、提案審査結果を基に落札者を最終決定（第二次審査）する2段階で行われた。第二次審査は、必須項目審査と加点項目審査により実施しているところ、

加点項目は、事業提案のうち国が特に重視した項目であることから、それが実現しているのか否かは、中間評価に係る一つの尺度となる。

加点審査項目は、美祢社会復帰促進センター整備・運営事業においては、「事業計画（事業計画、リスク管理計画、財務計画）」、「施設整備計画（受刑者の生活環境及び作業・教育環境、施設の保安機能、施設機能の効率化、地域特性に配慮した施設計画、施設のフレキシビリティ、その他の計画）」、「維持管理」、「施設運営（共通、総務、収容関連サービス、警備、作業、教育、医療、分類）」であった。

島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業においては、「基本方針（官民協働の運営、地域との共生、人材の再生）」、「事業計画（出資構成・ガバナンス事業計画、リスク管理計画、財務計画）」、「施設整備・維持管理計画（受刑者の生活環境及び作業・教育環境、施設の保安機能、施設機能の効率化、地域特性に配慮した施設計画、施設のフレキシビリティ、その他の計画）」、「施設運営計画（共通、総務、収容関連サービス、警備、作業、教育、医療、分類）」であった。

これらの入札時の加点項目のうち、事業計画、施設・設備等のハード面、各業務の実施体制に係る提案については、美祢社会復帰促進センターにおける「アイビーフェンス」や「桜プロムナード」など、一部には、センター所在地の土壌や気候の影響により、想定どおりには実現しなかった提案もあるが、基本的には、これまでの両センターの施設整備及び運営において、おおむね実現しているものと認められる。

入札時の加点項目のうち、職業訓練科目や改善指導プログラム等については、提案書に記載された科目数や実施時間などの数値上は、実現しているものと認められる。

エ 再入率

平成26年に全国の刑事施設、女子刑事施設、両センター及び主に犯罪傾向の進んでいない者（A指標受刑者）を対象とする刑事施設を出所した者の2年以内の再入率は、下表のとおりである。

施設によって、収容されている受刑者等の犯罪傾向、刑期、年齢、問題性等の属性が異なっており、両センターに収容される者は、「犯罪傾向の進んでいない者」との基準に加え、「刑事施設における受刑が初めてである。」、「集団生活に順応できる。」、「心身に著しい障害がない。」などの基準に該当する者であり、犯罪傾向の進んでいない者の中でも、比較的、教育効果の高い者であることが考えられる。

このため、両センターの数値と、これらの基準がないA指標の刑事施設の数値を比較することは必ずしも適当ではないが、参考までに掲載するものである

なお、被収容者の収容に要する費用は、いうまでもなく国民の税金から支出されているが、両センターにおいて、充実した処遇プログラム等を受講することにより、刑事施設への再入者を減らすことができれば、安心・安全な社会の実現に

寄与するとともに、国民の税金から支出されている受刑者等の収容に要する費用の支出が減り、かつ、出所者の社会復帰により、納税者が増えることにもつながることから、結果的に、国民のために還元されるものと考えられる。

刑事施設出所者（平成26年）の2年以内再入率

全国	女子施設	美祢（男）	美祢（女）	島根あさひ	A指標の刑事施設①	A指標の刑事施設②	A指標の刑事施設③
18.5%	13.6%	5.3%	4.1%	4.7%	5.9%	7.2%	7.9%

※2年以内再入率とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

オ その他

両センターにおいては、国職員は、好むと好まざると、必然的に、一般国民（民間事業者職員）の目にさらされた環境で勤務せざるを得ない。このような、一般国民に刑事施設の運営が可視化されることにより、国職員に、責任ある行動をしようとする意識が生まれているとの意見もあった。

社会復帰促進センターの整備・運営事業の副次的効果として、国職員の意識改革にもつながっているものと考えられる。

3 評価のまとめ及び運営上の課題

両センターの事業期間前半における実施状況の評価としては、上記2のとおり、これまでに、刑事施設の運営に支障が生じるような事故は発生しておらず、また、「地域との共生」など、両センターの運営理念が実現しているなど、事業全体を見れば、おおむね順調に施設運営が行われ、期待した効果が得られているといえることができる。

ただし、全国的な刑事施設の収容人員の減少に伴い、美祢社会復帰促進センターの男子以外の収容率は低迷しており、何らかの対策が求められるほか、次のような実務上の課題・問題点も浮かび上がった。

（1）官民協働による業務実施に係る課題

ア オペレーションの複雑化

社会復帰促進センターの運営事業では、権力性の強い業務は国が実施することとされており、特に、被収容者に対する実力行使は、国職員しか行えないことから、保安・警備面での官民間の連携が重要となる。

両センターでは、遠隔監視しながら受刑者を独歩移動させたり、遠隔操作により居室扉等を施錠・開錠するなどしており、一般の刑事施設に比べてオペレーションが複雑なものとなっている。このため、官民ともに、保安警備業務に従事する職員が、その仕組みを十分に理解して勤務に当たらなければならず、現に、扉

が未施錠のまま放置されるような事態が発生している。

両センターともに、開設からこれまでに、運営を左右する大きな問題は発生していないものの、日頃から、互いのオペレーションの理解増進に努めたり、官民共同で逃走等の発生を想定した訓練を行うなどして、事故発生の未然防止に努める必要がある。

イ 職員のスキルアップ等

社会復帰促進センターでは、一般の刑事施設で刑務官や教育専門官等の国職員が実施している相当程度の業務を民間事業者が実施しているため、特に、社会復帰促進センターで採用された国職員の基礎的スキルの向上を図ることが難しい面がある。例えば、一般の刑事施設で採用された刑務官は、総合警備システムによる監視や被収容者の居室検査などの業務を行いながら、保安・警備に係るスキルアップを図っているが、社会復帰促進センターでは、それらの業務を民間職員が相当程度実施している。また、社会復帰促進センターに配置された教育専門官は、改善指導を実施する機会に乏しく、専ら、民間事業者が行う業務の指導・監督などのマネジメントに当たっている。

このため、両センターでは、一般の刑事施設との間の定期的な人事交流を行い、センターで採用した職員に一般の刑事施設での勤務経験を積ませたり、基礎的なスキルを身につけさせるための自庁研修を行うなどしている。

一般の刑事施設との間の人事交流では、両センターで採用された職員のスキルアップが期待できるのと同時に、一般の刑事施設での勤務経験しかない職員が、官民協働による施設運営を経験することにより、社会復帰促進センターで行われている新たな取組や考え方の違いを一般の刑事施設にも持ち帰ることとなる。これは、上記2（5）オで述べた刑事施設の運営の可視化による職員の意識改革を含め、両センターの取組が一般の刑事施設にも及び、双方向で、意識等の向上につながる有用な取組であるといえる。利点や問題点といった実情を踏まえ、意義ある取組の充実に期待したい。

また、収容対象の違いにより、各刑事施設で求められる規律秩序のレベルに差はあるとしても、ひとたび逃走などの事故が発生すれば、所在地域が社会不安に陥いるなど、重大な結果を招くことになることから、社会復帰促進センターの運営に当たり、民間職員が、刑事施設における保安警備の基本的な考え方を理解しておくことは大切である。

しかしながら、民間職員は、基本的に、他の刑事施設で勤務する機会がないことから、刑事施設に求められる保安・警備の基本的な考え方などについて、知る機会が乏しい。また、再犯防止に係る社会的要請の高まりを受け、一般の刑事施設ではどのような取組を行っているのかを知ることは、今後の両センターの運営をより良くするために有用であるといえる。

このため、国から民間事業者への情報提供、国が実施する集合研修の聴講、他の矯正施設で行われている研究授業への参加、一般の刑事施設の参観機会を設けるなどして、必要に応じ、社会復帰促進センターの運営に取り入れていく必要がある。

ある。

ウ 考え方の相違等

社会復帰促進センターにおいては、官民間の業務実施上の立脚点の違いから、国の職員と民間事業者の職員とでは、物事の捉え方に相違がある場合があり、同一の業務について評価が異なることがある。

例えば、改善指導プログラムでグループワークを実施する際に、民間職員が、対象受刑者からより柔軟な思考を引き出し教育効果を高める手法として、和やかな雰囲気作りをしたというような場合に、国職員からすれば、それを節度のない態度と捉える場合がある。基本的に、国職員は改善指導プログラムの実施に介入することはないものの、このような際に、受刑者の収容の確保や規律秩序の維持が念頭にある国職員と、過度な規律秩序の維持の要請は、改善指導プログラムを実施する上での制約であると捉える民間事業者との間で、評価の違いとなって現れる場合がある。

社会復帰促進センターと一般の刑事施設との間で、保安・警備の基本的な考え方に違いはないものの、収容対象の違いにより、規律秩序の維持のために求められる制限のレベルや処遇手法は、異なって然るべきであろう。

次に、両センターにおいては、民間の考え方を取り入れた運営を行うため、施設の設計及び建設を含めて民間事業者に業務委託しており、充実した職業訓練科目及び改善指導プログラムといったソフト面だけでなく、ハード面でも出所後の円滑な社会復帰が設計等のコンセプトとなっている。

刑事施設における被収容者の生活は、刑務官からの指示による他律的なものとなりがちであるところ、これでは出所後の社会生活に支障が生じることにもなりかねない。このため、両センターでは、被収容者の主体性を尊重した処遇を行うべく、なるべく社会生活に近い環境で、自律的な行動をさせることを想定して、建物を設計し、各種警備機器等が導入されている。例えば、両センターでは、被収容者に無線等で位置情報を把握するタグを装着させて、センター内を一人で移動させること可能としたり、各収容ユニットに多目的ホールを設けて、就寝時間までの一定時間帯に、各自の収容居室と多目的ホールとの間を自由に行き来できるようにしている。このほか、各居室フロアに入浴場を設置して時間を区切って各自の判断で入浴ができるようにしたり、島根あさひ社会復帰促進センターにおいては、センター内の生活で用いる物品の購入のため、キオスク端末を設置するなどしている。

このように、両センターでは、被収容者に自律的な生活を送らせるため、ソフト面だけでなくハード面の配慮も行うことにより、刑事施設の文化を変えてきたのであるが、この特色ある施設運営を一般の刑事施設と同じようなものとしたり、一般の社会生活と乖離した過度の号令や行進などにより、必要以上に被収容者の自律的な行動や意識を制限してしまつては、出所後の社会復帰に悪影響もあり得るほか、社会復帰促進センターを設置した意義を失うこととなり、官民双方の職員の士気の低下にもつながりかねない。

事業期間の後半においても、両センターの設置目的や意義を踏まえた運営がなされるためには、運営に携わる関係者が、規律秩序の維持のための制限がどこまで必要なのかといった点について、運営開始当初の理念、刑事施設の役割などを十分に理解し、官民相互のコンセンサスを得た上で、運営に当たることが不可欠であり、それが両センターで勤務する民間職員及び国職員への動機付けにもつながるものと考えられる。

(2) 刑事施設に求められる新たな取組の実施に係る課題

ア 職業訓練及び改善指導

本会議が行った現地官民職員に対するヒアリングでは、20年間の長期にわたる事業期間の途中、社会情勢や刑務所に求められる役割の変化等に応じ、職業訓練科目や改善指導プログラムの指導内容の見直し・科目の入れ替えの必要性について、官民間で認識に違いはなかった。しかしながら、このような変更について具体的な検討を行おうとすると、実現には難しい問題があることも確認できた。

両センターの整備・運営事業においては、職業訓練や改善指導の内容は民間事業者の提案によること、現在の事業契約では、事業期間の途中に職業訓練科目や改善指導プログラムを変更することを明示的に規定していないこと、ユニタリーペイメント（サービス提供の対価を包括的に支払う方式）により包括的に委託費を支払っており、かつ、規定の委託費以外に事業者の収入を増やすことが困難であること等の事情がある。このため、官民間で共通して必要性を認識しつつも、事業者は、職業訓練科目や改善指導プログラムの変更などへのインセンティブが働きづらい状況が認められる。

民間事業者は、両センターの整備・運営事業への参入に当たって所要の事業費の積算を行っていることや、利益の確保が求められ、株主・融資団への説明責任を負っていることなどの事情から、当初の想定外の内容の見直しについては、一朝一夕に進められない事情は理解できる場所である。しかしながら、社会復帰促進センターの運営は、公益性を有するものであり、民間事業者が提供したサービスへの対価として支払われる委託費は、国民の税金であることから、20年の事業期間の間に、職業訓練や改善指導の内容をはじめ、事業者が提供するサービスが、時代の要請にできていないなどといった批判を受けることになるのは避けるべきである。また、民間のノウハウを活かした効率的かつ良質なサービスが提供され、先進的な取組が行われることに、社会復帰促進センターの運営事業の意義があり、一般の刑事施設と同レベル又はそれ以下の取組しか実施できないのであれば、将来的に、もはや不用であるとの指摘を受けかねない。

両センターの運営は、事業期間の半ばを迎え、施設運営や問題解決方法に関する一定のノウハウの蓄積があることから、前向きな施設運営のために、官民双方の関係者が知恵を出し合う必要がある。

イ 就労支援

刑務所出所者の再犯防止の取組として、出所後の就労場所の確保策の充実が求

められているところ、両センターにおいては、これまで、積極的に就労支援に関する取組が進められ、矯正全体の就労支援の取組にも影響を与えており、事業期間の前半における事業の実施状況のうち、特に良好な点として評価できるものである。

美祢社会復帰促進センターにおいては、就労支援に係る業務は委託対象外であり国職員が実施しているが、民間事業者の人的つながりから、平成25年2月、「職親プロジェクト」が誕生し、対象施設が一般の刑事施設にも広がっている。

島根あさひ社会復帰促進センターにおいては、平成26年1月、民間事業者が、無料職業紹介事業の許可を受け、受刑者に対し、直接、職業斡旋を行うことが可能となり、実績を積み重ねている。

無職者の再犯率は有職者の3倍といわれ、刑務所出所者に対する就労支援の必要性は高いところ、両センターのこれまでの取組は一定の成果を挙げていることから、民間事業者のネットワークやアイデアを取り入れた取組が更に推進されることに期待したい。

(3) 医療体制についての課題

両センターの診療所の運営は、PFI事業契約とは別に、美祢社会復帰促進センターは美祢市に、島根あさひ社会復帰促進センターは島根県に、管理委託している。医療関係について、受刑者の出所時アンケート調査の結果をみると、「希望通りの医療が受けられた。」と回答した者は、全体33.6パーセント、美祢社会復帰促進センター（男）50.6パーセント、同（女）62.6パーセント、島根あさひ社会復帰促進センター38.7パーセントであった。医療関係について比較すると、両センターともに、「希望通りの医療が受けられた。」と回答した者が全体の割合より多かった。このことから、自治体に管理委託する診療所においては、より受刑者本人の希望に添った医療サービスが提供されているものといえる（一般の刑事施設よりも相対的に高い数値であるが、更なる医療サービスの向上に期待したい。）。

本会議による現地官民職員へのヒアリングでは、患者との対話による良質な医療サービスを提供しようとする管理委託先である自治体の医療業務従事者の持つ理念と、国職員の被収容者処遇の考え方とが相違する場所があるとの意見が示されたところ、この理念の実践が、アンケート調査結果となって現れているものとも考えられる。

医療関係について「希望通りの医療が受けられた。」と回答した者の割合(平成26年度)

	美祢（男）	美祢（女）	島根あさひ	全体	A指標	W指標
希望通りの医療 が受けられた	50.6%	62.6%	38.7%	33.6%	38.7%	24.6%

両センターの所在地は、いわゆる「医療過疎地域」と言われており、地元の病院

においても十分な医師の確保が極めて困難な状況の中、地元の医療関係者の理解の下に診療所の運営が成り立っている状況にある。

今後、診療所の安定的な運営体制が確保できない場合には、両センターの運営の継続が困難となり得ることから、今後も、地元自治体及び医療関係者との良好な関係作りが不可欠である。他方、地元自治体においても、両センターを誘致した経緯に鑑み、継続的かつ安定的な医療体制の確保に向けた努力が求められる。

なお、両センターの整備・運営事業においては、民間事業者が医療機器の整備を行うこととなっているところ、医療機器の性能は、日進月歩で向上するため、運営開始当初、国が整備を求めた医療機器の種類と、医療業務従事者のニーズとの間にずれが生じる場合があることから、次期事業を検討する場合には、この点を踏まえた制度設計が必要である。

(4) 委託費の支払い方法

上記1(4)のとおり、両センターの整備・運営事業では、委託費の支払い方法にユニタリーペイメント(サービス提供の対価を包括的に支払う方法)を採用しているが、刑事施設の過剰収容状態が問題となっていた時期に計画された事業であり、収容定員の100パーセントが収容されることを前提に、委託費を支払う契約となっている。

その後、全国的な収容人員の減少に伴い、両センターにおいても収容率が低迷していることから、平成24年度から、収容人員に応じて費用が増減する食材費については、平均収容率が80パーセントを下回った場合に、減額することとしている。

このような点を踏まえると、長期的な受刑者の収容動向の予想は困難であろうと考えられることから、次期事業の検討の際には、収容人員の増減に対し、フレキシブルに対応できるような制度設計も求められる。

(5) 事業承継に係る課題

今後、事業期間の後半に入ることから、事業期間の終了及び次期事業への事業承継を見据えた運営を行う必要がある。現地民間事業者へのヒアリングにおいては、今後の懸念事項として、事業期間の終了時期が近づくにつれて、高いスキルを有した有能な職員の採用が困難になるとの意見が示された。

美祢社会復帰促進センターにおいては、現状においても、要求水準に記載されている業務のうち、女性警備員の人材確保の困難化により、受刑者の病院移送等が一度に複数件発生した場合に配置する警備員の確保等に苦慮している状況にあるとのことであった。

人材の確保や要求水準を満たす業務の実施は、民間事業者の責任であるものの、社会復帰促進センターの動向は、地域経済に与える影響が大きく、特に、人材確保の問題については、施設運営に大きな影響を及ぼしかねないことから、国は、なるべく早い時期に、次期事業の方向性を示すべきである。

また、両センターの整備・運営事業においては、事業期間中は、国職員が使用するものを含め民間事業者が建物・設備を所有し、事業期間終了時に、国に引き渡さ

れることとなっている。事業終了時に国に引き渡される建物・設備等は膨大な数となるが、それをどのように把握するのか、引渡しに当たりどの程度まで修繕を行うのか、引渡しの前に、いつ・誰が・どのような形で検査を行うのかなどについて、検討が必要となる。なお、被収容者が建物や設備を損壊したような場合の修繕について、官民の費用負担は、事業契約上、合理的に予見可能な場合は民間事業者の負担とされているところ、運営開始当初から現在まで、その解釈を巡って官民間の見解の相違があり、費用負担の決着が付いていない個別のケースが存在する。

このような、施設・設備の修繕、事業終了時の建物等の引渡しに係る諸問題についても、事業承継を円滑に行うために、今後、早い時期から検討を開始する必要がある。費用負担の決着が付いていない受刑者による損壊の個別ケースについては、官民双方で知恵を出し合い問題の解決を図る必要があるほか、次期事業においては、官民間の費用負担のトラブルが発生しないようにする必要がある。

第3 事業期間後半の施設運営について

両センターの整備・運営事業の事業期間は20年間の長期にわたることから、事業期間の途中で、社会情勢が変化することがあり得る。平成19年4月の美祢社会復帰促進センターの開設後の状況を見ると、一部の女子刑務所が、依然、高率収容状態にあるのを除き、刑事施設の過剰収容の状況は解消された。また、犯罪対策閣僚会議において、平成24年には、「再犯防止に向けた総合対策」が策定され、刑務所出所者等のうち出所後2年以内に再入所等する者の割合を、今後10年間で20パーセント以上低下させるとの数値目標が掲げられた。その後、同会議においては、平成26年には、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」、平成28年には、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～」を決定するなど、かつてなく再犯防止に係る社会的要請が高まっている。

「再犯防止に向けた総合対策」では、再犯防止のための重点施策として、「対象者の特性に応じた指導・支援の強化」、「社会における「居場所」と「出番」の創出」、「再犯の実態や対策の効果等の調査・分析等」、「国民に理解され、支えられた社会復帰の実現」が掲げられている。これらは、社会復帰促進センターが、開設以来、一般の刑事施設に先駆けて重点的に取り組んできたことと、多くの部分で重複する事項であり、両センターの事業期間前半に蓄積したノウハウのより広い活用が期待される。

上記第2の事業期間前半の実施状況の評価を踏まえ、今後の施設運営の在り方や検討すべき事項などを述べることとする。

1 刑事施設全体の収容人員の減少を踏まえた収容確保策等

全国的な刑事施設の収容人員の減少に伴い、美祢社会復帰促進センターの男子を除き、両センターともに収容が低迷している。今後は、このような状況を踏まえ、どのように収容を確保し、どのように両センターを活用していくのかについて、検討が必要となる。

我が国においては、一般企業に対して定年年齢引き上げなど65歳までの「高齢者雇用確保措置」が求められ、また、年金受給開始年齢が60歳から65歳に段階的に引き上げられるなど、就労年齢が高齢化している状況にある。また、平成24年版高齢社会白書（内閣府）によれば、「今後、労働力人口の減少が見込まれ、成長力を高めていくためには、高齢者を含めた国民すべてが意欲と能力に応じた労働市場やさまざまな社会活動に参加できる社会（「出番」と「居場所」）を実現する必要である。」とされている。そのような中であって、刑事施設では、一般社会と同様に高齢化が進んでおり、その対策が求められている。

現在、美祢社会復帰促進センターは、「調査時点で60歳未満の者」、島根あさひ社会復帰促進センターは、「移送される時点で65歳未満の者（高齢者を収容対象とする特化ユニットは除く。）」を収容対象としている。刑事施設における高齢化問題への対応策として、この年齢の制限を変更し、上限を5歳程度引き上げることも検討に値する。

ただし、民間事業者は、両センターの整備・運営事業への参入に当たり、様々なり

スク分析を行って事業費を積算していることから、費用の増加要因となる変更には、慎重とならざるを得ない面がある。例えば、本会議による現地民間職員へのヒアリングでは、この点について、疾病リスクの増加に伴い病院移送の負担が増えるのではないか、自律的な行動が求められる環境に適応できるのか、高齢者向けに実施する職業訓練科目や改善指導プログラムの開発が必要となるのではないかなどの懸念が示された。仮に、収容対象となる者の年齢の上限を5歳程度引き上げるのであれば、事業者が抱く懸念の払拭、事業者へのインセンティブ付与、増加するリスクの一部を国が負担するなどの対策が必要となろう。

女子警備員の人材確保が困難化していると言われてしていることから、参考までに、疾病リスクの増加に関して、新受刑者（女）と休養患者（女）の年齢別割合を比べてみると、休養患者の60歳代の割合は必ずしも高くはない。

新受刑者（女）の年齢別割合（平成26年）

	～19 歳	～24 歳	～29 歳	～34 歳	～39 歳	～44 歳	～49 歳	～54 歳	～59 歳	～64 歳	～69 歳	70歳 ～
新受刑者	0.0%	3.1%	7.9%	11.4%	12.6%	16.3%	12.2%	8.4%	6.6%	5.2%	5.8%	10.5%

※「新受刑者」とは、裁判が確定し、その執行を受けるため、年間（調査年の1月1日から12月31日までの期間をいう。）新たに入所した者等をいう。

休養患者の年齢別割合（女）

	～19 歳	～24 歳	～29 歳	～34 歳	～39 歳	～44 歳	～49 歳	～54 歳	～59 歳	～64 歳	～69 歳	70歳 ～
休養患者	0.1%	1.5%	7.1%	8.2%	13.6%	16.6%	14.3%	10.8%	6.3%	4.6%	4.5%	12.4%

※「休養患者」とは、医師の診療を受けた被収容者のうち医療上の必要により病室又はこれに代わる室に収容されて治療を受けた者をいう。

また、民間事業者が懸念する病院移送の負担については、確かに、年齢の上昇に伴い、生活習慣病の発症リスクが高まるであろうが、センター内の診療所において、一定の医療上の措置を受けられることから、年齢の上限を5歳引き上げただけでは、必ずしも外部病院への入院（病院移送）件数が増加するようなことはないと考えられる。

次に、現地民間職員へのヒアリングにおいては、自律的な行動が求められる環境に適応できるのかとの懸念について、認知症の者への対応が困難である、自立歩行が困難な者は単独歩行を前提とした施設での生活ができない、要介護者のケアが必要となるといったことが具体例として示された。この点については、年齢が60歳代となったからといって、必ずしも全ての者が認知症を発症したり、自立歩行が困難となったり、要介護状態となるわけではない。また、現在の基準でも、「集団生活が可能であること」が要件となっていることから、両センターで生活可能な者を選定して収容することとすれば、問題となることはない。

世界保健機構（WHO）の定義では、65歳以上が高齢者とされているところ、社

会復帰促進センターが開設された平成19年及び平成20年当時とは、社会情勢が変化し、60歳以上の者が現役で就労している状況にある。また、先述の「高齢者を含めた国民すべてが意欲と能力に応じた労働市場やさまざまな社会活動に参加できる社会（「出番」と「居場所」）」の実現のためには、60歳以上の者であっても、刑事施設から出所した後の社会への適応を図ることは重要であり、むしろ、現在、社会復帰促進センターにおいて実施している多様で効果的な職業訓練及び改善指導を受講する機会を付与することが適当であろうと考えられる。

収容要件の見直しに関するその他の方策としては、現在、両センターには、犯罪傾向の進んでいない者のうち、初めて受刑のために刑事施設に入所した者を収容しているが、これを刑事施設に入所した前歴があっても、犯罪傾向が進んでいない者であれば、他の基準を満たすことを前提に、収容対象とすることも考えられる。

また、本会議では、両センターの活用方法についても議論を交わした。

そこでは、両センターは、自律的な生活を送らせるための環境が整っていることから、例えば、一般の刑事施設で一定期間受刑後、行状や本人の性質等を踏まえ、適当と認められる者については、釈放の6か月から1年程度前にセンターに移送し、比較的社会に近い環境で、自律的な生活をさせてはどうかとの意見や、特化ユニットの機能を有効活用して、知的障害又は精神障害を有し、社会適応のための訓練を要する者、身体障害又は高齢のため、養護的処遇を要する者を幅広く受け入れてはどうかとの意見が示された。

2 再犯防止に対する社会の要請への対応

第2の2（4）で述べたとおり、両センターには、民間事業者の提案による職業訓練科目が数多く導入され、職業訓練の受講機会及び資格・免許の取得機会の拡大につながっている。また、改善指導についても、外部の専門家・団体と連携して実施するプログラムや海外で実績のあるプログラムが導入されている。これら、「民間のノウハウによる人材の再生」の取組については、再犯防止のための重点施策のうち、「対象者の特性に応じた指導・支援の強化」に関する先駆的な取組として、一定の評価ができるところである。

他方、職業訓練については、労働需要や受刑者のニーズに合っているのかとの点で検討が必要であり、改善指導についても、長期にわたる事業期間の間に、訓練内容が一般化・陳腐化することも考えられる。また、両センターの開設以降、一般の刑事施設においても、職業訓練や改善指導の充実が図られている。

両センターが、事業期間の後半においても、一般の刑事施設の先を行く先進的な施設であり続けるためには、必要に応じ、指導内容の見直しや科目の入れ替えなどを行っていく必要がある。

（1）職業訓練

職業訓練は、受刑者に免許や資格を取得させたり、職業に必要な知識や技能を取得させることを目的に実施するものであることから、両センターで事業者が提供する職業訓練科目は、社会の労働需要に即し、出所後の就労に役立つものであること

が求められる。

労働需要について、平成28年7月時点における有効求人倍率をしてみると、「建設・採掘の職業」3.19倍、介護サービス・飲食物の調理を含む「サービスの職業」2.87倍、「輸送・機械運転の職業」1.90倍であった。土木・建設、介護サービス、調理、建設機械等の運転関係の労働需要が比較的高いことが分かる。また、協力雇用主（犯罪等の前歴のため定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主）を業種別で見ると、建設業が約半数を占めている。更に、第2の2（4）アで述べたとおり、受刑者の出所時アンケート調査の「出所後に就きたい（就くつもり）の仕事」の質問に対する回答では、「その他の仕事」を除くと、男子については、「建築・土木関係」と回答した者が多く、女子については、「福祉関係」と回答した者が多く、有効求人倍率と同様の傾向を示している。この点について、両センターで実施している職業訓練を見てみると、例えば、美祢社会復帰促進センターにおいては、建築・土木・測量関係の職業訓練は実施していない。

事業期間の後半においては、職業訓練が、より出所後の就労に役立つものとなるよう、場合によっては、労働需要や出所後の就労に係るニーズを踏まえ、取得できる科目又は免許の見直しや科目の入れ替えなど、柔軟な対応が期待される。

職業分類別有効求人倍率

(平成28年7月)

管理的職業	専門的・技術的職業	事務的職業	販売の職業	サービスの職業	保安の職業	農林漁業の職業	生産工程の職業	輸送・機械運転の職業	建設・採掘の職業	運搬・清掃・放送等の職業	全業種計
1.25	1.85	0.37	1.74	2.87	6.08	1.27	1.22	1.90	3.19	0.67	1.18

【専門的・技術的職業】

開発技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、その他の技術者、医師・薬剤師等、保健師・助産師等、医療技術者、その他の保健医療の職業、社会福祉の専門的職業、美術家・デザイナー等、その他の専門的職業

【事務的職業】

一般事務、会計事務、生産関連事務、営業・販売関連事務、外勤事務、運輸・郵便事務、事務用機器操作

【販売の職業】

商品販売、販売類似、営業

【サービスの職業】

家庭生活支援サービス、介護サービス、保健医療サービス、生活衛生サービス、飲食物調理、接客・給仕、居住施設ビル等の管理、その他のサービスの職業

【生産工程の職業】

生産設備制御等、金属材料製造等、製品製造・加工処理、機械組立、機械整備・修理、製品検査、機械検査、生産関連・生産類似の職業

【輸送・機械運転の職業】

鉄道運転、自動車運転、船舶・航空機運転、その他の輸送の職業、定置・建設機械運転

※ 平成23年改訂の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分であり、以下の職業が内包される。

※ 「保安の職業」について、刑務所出所者は、警備業法に定める欠格事由に該当するため、出所直後に警備員等の保安の職業に就くことはできない（禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年経過しない者）

業種別協力雇用主数と割合

(平成28年4月1日)

	建設業	サービス業	製造業	卸小売業	運送業	電気・ガス ・水道工事	農林漁業	その他	合計
全国総計	7,996	2,541	2,001	912	538	483	300	2,716	17,487
割合	45.7%	14.5%	11.4%	5.2%	3.1%	2.8%	1.7%	15.5%	

(2) 改善指導

両センターの開設当時は、民間事業者が提供する改善指導プログラムの内容が先駆的なものであったとしても、長期にわたる事業期間の間に、陳腐化・一般化していくことも考えられる。

改善指導プログラムの効果検証については、対照群の設定が困難であることや再犯は様々な要因によることなど、その特性上難しい面もあるが、民間事業者自身が行っている効果検証の結果を踏まえ、効果が期待できるプログラムについては、内容の充実や対象者の拡大、また、効果が期待できないプログラムについては、指導内容の見直しを行う必要がある。また、効果が期待できる新たなプログラムを導入することも考えられる。

(3) 受刑者の施設外処遇

美祢社会復帰促進センターの整備・運営事業は、受刑者の施設外処遇を行わないことを前提に計画され、地域住民等に対しても、そのように説明を行って運営を開始している。平成22年からは、地元の関係者の理解を得て、構外奉仕活動（仮釈放前の一部の受刑者を対象としたセンター近隣の史跡における清掃活動）を実施しているが、これを除いて、外出・外泊や外部通勤作業などの施設外処遇を行っていない。

受刑者の施設外処遇は、受刑者の自律心や責任感の涵養が期待でき、出所後の円滑な社会復帰のために意義があるものと考えられる。また、運営開始から10年目を迎え、特段大きな問題なく施設運営がなされていることや構外奉仕活動のこれまでの実績から、地域の住民からは、受刑者の施設外処遇の充実を求める声も聞かれるところである。加えて、美祢社会復帰促進センターには、一般の刑事施設に比べて、施設外処遇を行うことが可能と考えられる受刑者が比較的多く収容されていることから、事業期間後半においては、施設外処遇の実現を期待したい。

3 モニタリング制度

第2(5)で述べたとおり、モニタリングの実施結果からは、民間事業者が刑事施設の運営を行っても大きな問題なかったと評価したが、モニタリング制度が形式化していたり、減額ポイント計上基準が実情と合っていないのであれば、見直しを検討すべきである。

本会議による現地官民職員へのヒアリングでは、この点について、必ずしも減額ポイントの計上基準が実情と合っていない部分があるのではないかとの意見もあった。

また、モニタリング制度の存在により、過誤発生抑制にはつながっているものと考えられるものの、減額ポイントの計上を回避することに意識が向き、副次的効果として期待される質の向上には、必ずしもつながっていないのではないかと考えられる。

今後の運営においては、官民ともに、モニタリング制度の趣旨を十分理解した上で、見直すべき点は見直し、業務の質の向上につながるような制度とすることが期待される。

4 民間事業者へのインセンティブ等

社会情勢等の変化や事業期間前半の実施状況を踏まえ、業務の見直し等を行うことの必要性について、総論では、官民間に意見の相違はないものと考えられるが、実際に、事業期間の途中で業務の見直しを行おうとしても、民間事業者にインセンティブが働きづらく、また、委託費の問題が存在する。

しかしながら、第2の3(2)アで述べたとおり、職業訓練科目や改善指導プログラムをはじめ、業務の見直しを行っていかねば、社会復帰促進センターの存在意義が問われかねない事態も想定されることから、官民間でその実現に向け、前向きに検討を行っていく必要がある。

新たに業務を追加する場合、増加する費用の手当てが必要となるが、厳しい財政事情の中、委託費の増額は困難であろうと考えられる。また、民間事業者としても、費用を持ち出しで業務を実施するわけにはいかない事情もある。このような問題に対して、事業期間の前半において、官民ともに、ある程度の実績を積んでいると思われることから、今後、官民間で、スクラップ・アンド・ビルドが可能な業務を見い出したり、実施方法の見直しによる合理化・効率化等の検討が行われることを期待したい。

また、大幅な業務の見直しまでは必要のない少額の費用負担については、一般の刑事施設では、予算の範囲内で、適宜対応することが可能であるが、一方、社会復帰促進センターでは、包括的に委託費を支払っているため、少額の費用負担を求めても、民間事業者の理解を得られなければ、新たな取組を実施することができない。ただし、民間事業者側からすれば、国の求めに応じて全ての費用負担に応じていくことも困難であろうと考えられるため、官民間で、予算執行の目的等を共有し、不用不急な支出を減らすなど、実現するための前向きな検討を行っていくべきである。

このほか、契約内容や費用につながるものではないが、民間職員に、自らが行っている業務が、社会貢献につながっていることを知ってもらうことも、大切なことであろうと考えられる。例えば、改善指導を担当している職員にとって、自らが指導した出所者が、無事に社会復帰していることを知ることができれば、指導内容をより良いものにしようという動機付けとなる。個人情報保護の問題や出所者を追跡調査できないなどの制度的な事情があり、提供できる情報に限りはあるが、所属する施設の再入所率などの情報を知らせることは可能であろうと考えられる。

このほか、両センターは、官民協働で運営することにも意義があることから、施設に設置された提案箱等により、民間職員からも前向きな提案を受け付け、反映していくことができれば、今後のより良い施設運営に資するほか、民間職員に対し、国と対等のパートナーであることを意識して働くことへの動機付けになるものと考えられ

る。

5 まとめ

両センターの整備・運営事業では、民間事業者による創意工夫やノウハウにより低廉で質の高いサービスが提供を期待されている。また、20年の長期にわたる事業期間中に、社会情勢や刑事施設に求められる役割の変化などにより、事情の変更があることは想定されることであり、また、このような事情の変更は、長期の事業契約のリスクとして、あらかじめ内包されているものとも考えられる。

開設当初、両センターは、我が国で最も先進的な刑事施設であったといえるが、開設後の社会情勢の変化や刑事施設に求められる役割の変化等に応える努力を怠れば、今後、両センターの存在意義が問われることにもなりかねないことから、様々な制約はあるものの、残りの事業期間においても、両センターが我が国で最も先進的な取組を行う刑事施設であるといえるよう、関係者の取組に期待したい。

第4 事業承継について

両センターは、今後、事業期間の後半に入り、現行事業終了後の事業承継についても検討を行っていく必要があるが、第2の3（5）で述べたとおり、事業期間の終了が近づくにつれて、高いスキルを持った職員の確保が困難になるなどの課題がある。

我が国においては、刑事施設の運営のような大規模なPFI事業の事業承継の先行事例がないこと、両センターの動向は地域経済にも、少なからず影響を与えることから、次期事業の事業スキーム、施設運営の方向性等に係る検討は、可能な限り早い時期に開始する必要がある。

なお、第2の2（2）及び（3）で述べた地域との共生によるセンターの運営や雇用創出・経済波及効果等は、刑事施設を誘致した地域にとって、貴重な財産ともいえる。また、刑事政策的な意義の観点からも、現在の事業期間終了後も、両センターの運営を継続することが望ましい。

以下、事業承継に係る具体的な論点について述べることとする。

1 検討の開始時期等

両センターの整備・運営事業は、委託業務の範囲が広く、業務の引継ぎには、相当の期間を要する。また、民間事業者や委託する業務の範囲が変わることを視野に入れて、検討を行う必要がある。

例えば、現在の事業期間中は、民間事業者が、両センターの建物や設備等を所有し、事業終了時に国に引き渡されるが、その数は膨大であり、それをどのように把握するのか、引渡しに当たりどの程度まで修繕を行うのか、検査・確認をどのように行うのか等の検討には、相当の時間が必要となる。警備業務については、受託事業者が変わる場合には、警備機器の変更が必要となることも想定されるところ、現在の事業を継続しつつ、その検討を行うこととなる。また、仮に、国職員が警備機器の運用を行うこととする場合には、機器の運用方法の引継ぎ及び国職員の習熟期間が必要となる。給食業務については、現在の受託事業者が、そのノウハウを最大限に発揮できるよう、厨房施設の設計及び機器の選定をしており、受託事業者が変わる場合には、現在の事業を継続しつつ、業務の実施方法の検討及び厨房機器の選定を行う必要がある。教育業務については、効果検証の結果を踏まえ、次期事業で導入するプログラムを策定する必要がある。

また、予算要求や民間事業者の選定手続に一定の期間を要し、その前提となる事業スキームの策定にも年単位の期間が必要となるものと考えられる。

このため、次期事業への事業承継については、早期に検討を開始し、事業スキームの策定、予算要求、事業者選定手続、業務引継ぎ及び業務開始準備などに必要な期間を十分に確保する必要がある。

2 次期事業の事業スキーム等

（1）公権力の行使に係る業務の委託根拠

現行事業では、構造改革特別区域法の規定により、定められた区域内において、公権力の行使に係る一定の業務を民間委託することが可能であった。その後、全国

の一般の刑事施設においても、公権力の行使に係る業務を委託することを可能とするため、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）に、刑事収容施設法の特例規定が設けられ、構造改革特別区域法の該当規定が削除されており、次期事業では、構造改革特別区域法を根拠に委託することはできない。

このため、次期事業においても、引き続き、公権力の行使に係る業務を委託することとする場合には、公共サービス改革法を活用することとなる（公権力の行使に係る業務を委託しない場合には、PFI事業として実施することも可能である。）。

なお、両センターは、構造改革特別区域法の規定の適用を受けることを前提に、地元自治体からの熱心な誘致により開設された施設であり、これが、地域社会とのつながりを深め、「地域との共生」の実現につながった側面もあるといえよう。この点について、本会議の議論の中では、現行事業の終了後は、法律面での地域とのつながりがなくなり、「地域との共生」が弱まることも懸念されることから、「地域再生法」（平成17年法律第24号）の枠組みを活用することにより、地域と両センターのつながりを保つことも一考に値するのではないかとの意見もあった。

（2）委託業務の範囲

次期事業では、現行事業の実施状況を踏まえ、第2の1（4）に記載した委託業務の修正を行う必要があるところ、理論上、①現行事業と同程度の業務を委託する（一部の修正にとどめる）、②委託業務の範囲を拡大する、③委託業務の範囲を縮小する（国の業務範囲を拡大する。）、④全て国が業務を実施する、以上の4つのパターンが考えられる。

4つの社会復帰促進センターのうち、両センターの整備・運営事業については、施設の建物の設計及び建築を含み、警備システムなどは、民間事業者のノウハウが最大限発揮できる仕様に整備されている。これにより、被収容者がセンター内を一人で移動したり、遠隔操作で扉の施錠・開錠を可能としている。理論上は、全ての業務を国が実施することも考えられるが、民間事業者が独自に整備した建物や設備の維持管理及び運営についてのノウハウが国にないこと、地元雇用の面で地域経済への影響があることなどの事情を勘案すると、①又は③のいずれかとするのが現実的である。また、官民協働で運営するのであれば、民間のノウハウを最大限活用可能な委託内容を検討する必要がある。

（3）委託の枠組み等

社会復帰促進センターのPFI事業では、1つの社会復帰促進センターの建物の設計及び建設（両センターのみ）から、第2の1（4）に記載した刑事施設の運営に係る業務全般を一括して委託している。他方、一般の刑事施設で実施している公共サービス改革法に基づく民間委託事業では、1つの刑事施設の業務全般を一括して委託するのではなく、複数の刑事施設で共通の業務を対象とした入札単位により民間競争入札を実施している。

両センターの次期事業においても公権力の行使に係る業務を委託する場合には、

公共サービス改革法を活用した事業とすることとなるが、現在のように、施設の運営に係る業務全般を一括して入札単位とするのか、公共サービス改革法に基づく民間委託事業のように、個別の業務ごとに委託するのか、検討する必要があるが、業務全般を一括して委託する方が、より民間のノウハウの活用に資するものと考えられる

公共サービス改革法に基づく民間委託の対象施設及び事業期間

業務名	対象施設	事業期間
刑事施設の運営業務（総務・警備）	静岡刑務所，笠松刑務所	7年
刑事施設の運営業務（教育・職訓業務）	黒羽刑務所，静岡刑務所，笠松刑務所	7年
刑事施設の総務業務	府中刑務所，立川拘置所	5年
刑事施設の被収容者に対する給食業務	大阪拘置所，加古川刑務所，高知刑務所	10年

（４）収容対象

現行事業では、犯罪傾向の進んでいない者（A指標）であり、受刑のために刑事施設に初めて収容される者を収容対象としている。全国的に刑事施設の収容人員が減少傾向にあること、高齢化が進んでいることなどを考慮し、次期事業の収容対象を検討する必要がある。

現行事業においては、事業者は、現在の収容対象で問題なく業務を実施していることから、より多くの受刑者が両センターの充実した職業訓練や改善指導を受講することができれば、社会復帰促進センターの存在意義が高まるものと考えられる。現在の受託事業者は、刑事施設の運営や受刑者の指導についてのノウハウを蓄積しており、より広い対象者への指導が可能であろうと考えられる。

本会議による現地民間職員へのヒアリングでは、職員採用が困難になることや制止や指示ができないことなどの事情から、犯罪傾向が進んだ者（B指標）を収容対象とすることについては、否定的な見解が示された。

このことから、引き続き、犯罪傾向が進んでいない者（A指標）を対象とすることが適当である。ただし、年齢の制限や刑事施設での受刑が初めてとの要件を見直すことは、可能であろうと考えられる。

（５）事業期間

現在の両センターの整備・運営事業の事業期間は20年であり、委託業務に施設的设计・整備を含んでいる。運営のみを委託する喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センターの事業期間は15年である。また、公共サービス改革法に基づく事業については、刑事施設の運営業務は7年、刑事施設の総務業務は5年、刑事施設の被収容者に対する給食業務は10年である（なお、制度上、PFI手法を用いた事業は、最長30年、公共サービス改革法に基づく事業は、最長10年の事業期間とすることが可能である。）。

次期事業の事業期間は、公権力行使に係る業務を委託する場合、公共サービス改革法に基づく事業となることから、最長10年となる。このため事業期間は、この範囲内で検討することとなるが、委託業務に施設の設計・整備は含まず運営のみの委託となること、社会状況や収容動向の変化に柔軟に対応できることが望ましいこと、次期事業の開始時期に一定の設備投資が必要となることなどを考慮に入れる必要がある。

(6) 委託費の支払い方法等

上記2の3(4)のとおり、現在の事業では、収容定員の100パーセントが収容されることを前提に、委託費を支払っている。

全国的に刑事施設の収容人員が減少傾向にある中、次期事業においても現行事業と同様の委託費の支払い方法とするのではなく、例えば、収容定員の80パーセントが収容されることを前提としたり(収容定員の100パーセントまでは、委託費の増額を行わない契約とする。)、食材費については、公共サービス改革法に基づく事業で採用している実績払いの導入も検討すべきである。

今後、収容人員が増加傾向に転じる可能性もあることから、制度上、可能であれば、例えば、契約当初は委託対象人員を最小限とし、収容人員の増加に対応できるようなオプション契約とするなど、収容動向にフレキシブルに対応できるような事業契約としておくことが望ましい。

現行事業では、開設当初、官民双方が、いわゆる「隙間業務」の調整に苦慮した経緯があることから、次期事業では、「隙間業務」が発生しないよう、要求水準書に、民間事業者の業務を詳細に記載しておく必要がある。また、第3の4に記載のとおり、現行事業では、民間事業者に、職業訓練科目や改善指導プログラムの変更についてのインセンティブが働きづらい状況が見受けられることから、次期事業では、一定期間経過後に見直しを行うことを、あらかじめ事業契約に盛り込むことも検討すべきである。

(7) 医療体制

刑事施設の安定的な運営には、良好な医療体制が確保されることが不可欠であり、それが不可能な場合には、刑事施設の運営継続が困難となる。現在、両センターでは、自治体に診療所の運営を管理委託し、地域の医療関係者の理解の下、必要な医療サービスが提供されている。

次期事業における運営体制については、平成27年12月に、矯正医官の兼業の特例等に関する法律が施行されたことを踏まえる必要があるものの、国が運営する一般の刑事施設で危機的な医師の欠員状況が続いている状況の中、両センターの所在地は、いわゆる「医療過疎地域」といわれる場所であるが、医療については自治体が担保するとの施設誘致に係る経緯を踏まえると、次期事業における両センターの診療所の運営体制については、引き続き、自治体に管理委託する方向を含めて、検討する必要がある。

なお、センター内の診療所で治療できない疾病等については、外部の病院で診察

を受けさせたり、入院させる必要があることから、今後も、地元の医療関係者との良好な関係作りが不可欠である。

(8) 国のニーズへの対応等

現行事業では、両センターで使用する各種機器、備品及び消耗品の調達を委託業務に含めることで、民間事業者のコスト管理に係るノウハウが活かされ、経費の節減につながっているものと考えられる。他方で、国が必要だと考える物品等であっても、整備までに時間がかかる場合がある。また、現行事業では、国自ら、刑事施設に求められる役割の変化に応じた新たな取組を実施するため、民間事業者に少額の費用負担を求めても、理解を得られなければ実施できない場合があることから、これらの状況に鑑み、次期事業では、国の方でも一定の予算を確保したり、委託費からの予算執行に関し国が関与できるような仕組みとするなど、国のニーズを速やかに反映させられる仕組みを検討すべきである。

また、医療機器の性能は、日進月歩で向上することから、医療業務従事者のニーズを踏まえて、機器の更新が行えるような制度設計とする必要がある。

情報システムについては、技術革新のスピードが速いこと、国が求めるセキュリティレベルに合わせる必要があること、刑事政策上の必要性などから頻繁にシステムの変更を求められることから、国が整備することとすべきである。

さらに、現行事業では、被収容者が施設の設備等を損壊した場合の費用負担について、官民間で決着がつかない個別ケースが存在するところ、次期事業においては、このようなケースが発生しないよう、例えば、全て国が修繕費用を負担する、又は、民間事業者が修繕のための予備費を確保しておくなどの制度設計とする必要がある。

(9) その他

平成19年10月に運営を開始した喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センターの事業期間は、平成33年度末をもって、15年間の事業期間が終了するところ、既に、事業終了まで残り5年となっており、速やかに、事業承継に係る検討を行う必要がある。

3 まとめ

本会議では、現行事業の事業期間終了後の運営スキームや、事業承継に当たり検討すべき事項について、主に、技術的な側面から検討を行った。制度上、公共サービス改革法に基づく事業の場合、事業期間は最長10年となるが、将来的に、いつまで運営を続けるかについては、両センターの刑事政策上の意義を踏まえた検討も行われて然るべきであろう。

これまでに述べてきたとおり、美祢社会復帰促進センターは、我が国初のPFI手法を活用した官民協働で運営する刑事施設であり、また、両センターは、施設の設計及び建設を含めて民間事業者に業務委託を行い、改善指導プログラムや職業訓練の先駆的な取組を行っている刑事施設である。地域との共生の取組が根付き、雇用面を中

心に地域経済にも少なからず影響を与える存在となっている。

今後も両センターが存立していくためには、引き続き、①一般の刑事施設の先を行く先進的な取組を行う施設であること、②官民協働及び地域との共生による運営が行われること、③医療体制が確保されていることといった条件が整っている必要があるものと考えられることから、次期事業の事業期間が終了した後も、末永く両センターの運営を継続することが可能となるよう、関係者の国、民間事業者及び地元関係者の協力や尽力を期待したい。

P F I 手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する検討会議 名簿

アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士

赤 羽 貴

ジャーナリスト

大 塚 敦 子

立正大学教授

上 瀬 由美子

中央大学教授

只 木 誠 (座長)

一橋大学教授

本 庄 武

※ 敬称略 五十音順

<アドバイザー>

みずほ総合研究所株式会社

職業訓練科目(美称社会復帰促進センター)

科目名	定員	期間	概要(内容・労働需要等)	取得可能な資格
ワーカーイントロダクション科	全員(一部除く)	3か月(12回)	出所後の求職及び就業を円滑に行えるよう、就業前にあたっての心構え、社会人としての自覚を養うとともに、就業を始めて必要となる社会常識を身に付けさせる。	eco検定
ボランティア啓発科	全員(一部除く)	3.5か月(14回)	ボランティア関係者の体験や意見などを通じて、ボランティア活動の理念や意義を学び、社会貢献、社会参加について理解させる。	手話技能検定5級
ビジネススキル科	全員(一部除く)	3か月(12回)	就職後に求められる社会人、職業人として最低限必要とされるビジネススキルを付けさせ、就業(継続)能力を高めさせる。	ビジネス能力ジョブパス3級
情報処理技術科(ITスキル養成課程)	全員(一部除く)	通年週1回	数多くの職業で必要とされる「ワープロ」「表計算」等の基礎的なパソコン技術を習得させ、「情報セキュリティ」の知識を身につける。	CS検定(ワープロ、表計算、データベース)
販売サービス科	80	5か月(17回)	商品の回転、価格や利益及び接客技術を身につけリテールマーケティング検定3級相当の知識を習得させる。	リテールマーケティング検定3級
医療事務科	20	6か月(22回)	医療手続き診療費計算請求等の医療事務に関する事柄を理解させ 医療事務管理士技能認定試験相当の知識を習得させる。	医療事務管理士
介護福祉科	40	11か月(39回)	介護従事者としての職業倫理と基本的な介護技術を付与し、社会福祉及び関連療育に必要な知識、技術及び介護職員初任者研修課程相当の知識を習得させる。	介護職員初任者検定課程修了
DTP科	10	6か月(22回)	DTP(Desk Top Publishing)の技能を身に付けさせ、出所後の就業に役立つ技術を習得させる。Illustratorクリエイター能力認定試験(スタンダード)相当の知識・技能を習得させる。	Illustratorクリエイター(スタンダード)
福祉住環境コーディネーター科	40	3か月(12回)	社会的弱者である高齢者や障害者の生活を助ける住環境づくりを理解し福祉住環境コーディネーター3級相当の知識を習得させる。	福祉住環境コーディネーター3級
ビジネス会計科	40	3か月(12回)	損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書を理解できる能力を養わせ、ビジネス会計3級相当の知識・技能を習得させる。	ビジネス会計検定3級
手話科A	30	7か月(28回)	専門的・実践的な手話の技術を身に付けさせる。受講後には、手話技能検定4級の受験ができ、Aは山口県手話奉仕員の認定書が授与される。	手話奉仕員検定
手話科B	30	5か月(20回)	専門的・実践的な手話の技術を身に付けさせる。受講後には、手話技能検定4級の受験ができ、Aは山口県手話奉仕員の認定書が授与される。	手話技能検定4級
調理科(フードコーディネーター課程)	64	3か月	調理業界で雇用主から求められる「即戦力」となる調理技術並びに食生活アドバイザー検定3級及び食農検定3級相当の知識・技能を身に付けさせる。	—
情報処理技術科(プログラムシステム設計課程)	40	6か月	WEBアプリケーション開発において需要が高い、オブジェクト指向言語Javaについて学ぶ。Javaの特徴を理解した上で、文法を覚え基本的なプログラム作成について学ぶ。Javaの基本を理解した上で、簡単なWEBアプリケーションの構築について学ぶ。演習を通じてシステム開発の各工程を経験し、システム開発の基礎を学ぶ。	基本・応用情報処理技術者試験 データベーススペシャリスト試験

職業訓練科目(美祢社会復帰促進センター)

科目名	定員	期間	概要(内容・労働需要等)	取得可能な資格
食の検定科	30	2. 5か月(10回)	食生活をトータルに捉え、健康な生活を送るための提案ができ、食育の普及、食生活はもとより産業や環境に関することを理解し、健康な暮らし、健全な社会を構築する。	食農検定3級 食生活アドバイザー3級
CAD技術科	20	6か月(22回)	建築物の設計・製図の作業をコンピューターを活用して行なう。CADトレース技能検定初級相当の知識・技能を身に付けさせる。	CADトレース技能審査 建築 初級
調理科	20	1年	施設内の調理システムやライン作業の調理業務に従事することで調理に関する技術、講義により調理師免許に必要な知識・技能を身に付けさせる。	調理師免許
クリーニング科	10	1年	施設内の洗濯工場での業務に従事することで洗濯に関する技術、講義によりクリーニング師に必要な知識や技能を身に付けさせる。	クリーニング師
調理科(パン職人課程)	15	1年	施設内のパン工場での調理業務に従事することで調理に関する技術、講義により調理師免許に必要な知識や技能を身に付けさせる。	調理師免許

職業訓練科目(島根あさひ社会復帰促進センター)

科目名	定員	期間	概要(内容・労働需要等)	取得可能な資格
理容科	40	2年	理容師の資格取得を目指し、接客に必要な豊かな人間性や広い社会性、規範意識を身につける。	理容師
CAD技術科	20	3か月	設計製図の分野で汎用性の高いCADとして広く普及しているAutoCAD(LT)の操作技能を習得することで、就労への優位性を高める。	CAD利用技術者試験2級
情報処理技術科(PC上級科課程CSワープロ)	20	1か月	社会において汎用性の高いパソコンの技能を習得する。ワープロの部門:ワープロソフトでのビジネス文書の作成技能	ワープロ技士1, 2, 3級
情報処理技術科(PC上級科課程CS表計算)	20	1か月	社会において汎用性の高いパソコンの技能を習得する。表計算部門:表計算ソフトでの計算書、グラフ等資料の作成技能	表計算技士1, 2, 3級
情報処理技術科(PC上級科課程CSデータベース)	20	1か月	社会において汎用性の高いパソコンの技能を習得する。データベース部門:ソフトでの情報整理加工システムの作成技能	データベース技士1, 2, 3級
調理科(パン職人)	30	6か月	パン作りに必要な理論、主要原材料の特性等の知識を習得し、日々の実習を積み重ねることで技術を身に付けることにより、業界就職への優位性を高める。	—
介護福祉科	30	6か月	介護従事者としての職業倫理と実践的な介護技術、介護福祉に必要な知識を習得する。	介護職員初任者研修修了証
販売サービス科	60	6か月	資格取得を目指し、保有している技能を証明することで、流通業界への就労に優位性を高める。	販売検定3級
医療事務科	28	4か月	医科医療事務に必要な保険制度の基礎知識習得及び、点数計算、診療報酬請求明細書(レセプト)作成、レセプト点検の知識とスキル習得を目指す。	医科医療事務管理士
デジタルコンテンツ編集科	28	3か月	映像編集機器、PC操作方法の基礎から学ぶカリキュラムとして、ストーリー性のある素材の編集実習を通じて実際の編集作業の習得のみならず、コンテンツ製作業務に対する理解を深める。	—
音訳科	60	1年	音訳の基礎、録音技術について学習するとともに、視覚障害者のガイド法を体験して、視覚障害者への支援技術の基礎を習得し、カセットテープ・CD・DVD等のダビング、アナログ・デジタルデータ変換、デジタル・アナログ変換など録音に関する実習によって視覚障害者への情報提供活動の一翼を担い、社会貢献を行う。	—
点字翻訳科	58	1年	点訳の基礎、点字表記について学習するとともに、視覚障害者のガイド法を体験して、視覚障害者への支援技術の基礎を習得し、点字プリント・点字表示など点字に関する実習によって視覚障害者への情報提供活動の一翼を担い、社会貢献を行う。	—
建設機械科	30	3か月	比較的短期間で資格取得可能な複数資格を取得することで、再就職に有利となる建設技能者の職業訓練を行う。	小型移動式クレーン運転技能講習修了者、玉掛け技能講習修了者、車両系建設機械運転技能講習修了者
ボランティア啓発科	全員	通年	社会貢献活動やボランティア活動に関する知識を習得するための指導を実施する。	—

ビジネススキル科	全員	通年	就職や創業に必要な基礎的知識を学習し、就労スキルを高め、社会復帰に役立てる。	—
安全衛生・品質管理・環境配慮科	全員	通年	製造業をはじめとして、あらゆる業務に共通する安全衛生管理、品質管理、環境問題の基礎知識を習得するための指導を実施する。	—
PC(基礎)	全員	通年	社会で求められる最低限のICT(情報通信技術)を習得するための指導を実施する。	—
農園芸科(園芸)	100	通年	S級受刑者において失われやすい自尊感情や基本的社会生活技能の再獲得を図り、就労を含めた社会復帰の基礎とする。	—
農園芸科(バラ栽培)	30	通年	M級受刑者において未熟と思われる自尊感情や社会交流技能の再獲得を図り、就労を含めた社会復帰の基礎とする。	—
神楽面・衣装製作科	30	通年	M級受刑者において未熟と思われる自尊感情や社会交流技能の再獲得を図り、就労を含めた社会復帰の基礎とする。	—
石見焼製作科	60	通年	M級受刑者において未熟と思われる自尊感情や社会交流技能の再獲得を図り、就労を含めた社会復帰の基礎とする。人工透析患者にみられやすい抑うつ状態の軽減を図り、受刑生活を安定したものとする。	—
石州和紙製作科	30	通年	M級受刑者において未熟と思われる自尊感情や社会交流技能の再獲得を図り、就労を含めた社会復帰の基礎とする。	—

特別改善指導(美祢社会復帰促進センター)

プログラム名	定員	期間	備考
薬物依存離脱指導 (R1)	12	3か月	対象者の全員が受講
被害者の視点を取り入れた教育 (R4)	10	2か月	対象者の全員が受講
交通安全指導 (R5)	12	2か月	対象者の全員が受講

特別改善指導の実施状況(島根あさひ社会復帰促進センター)

プログラム名	定員	期間	備考
薬物依存離脱指導 (R1)	22 (うち軽度用 6、特化ユ ニット用8)	3か月 (軽度用及 び特化ユ ニット用は 1.5か月)	対象者の全員が受講
被害者の視点を取り入れた教育 (R4)	18 (うち特化ユ ニット用6)	3か月	対象者の全員が受講
交通安全指導 (R5)	20 (うち特化ユ ニット用6)	3か月 (特化ユニッ ト用は1.5 か月)	対象者の全員が受講
就労支援指導 (R6)	18	3か月	対象者の全員が受講

一般改善指導(美祢社会復帰促進センター)

	定員	期間	概要(内容・目的等)	備考
反犯罪性思考プログラム	12	3か月	自分の行動パターンや思考を見直し、再び犯罪を起こさないためにどうすればよいか考える。	
絆プログラム	6	3か月	100冊の絵本の中から、自分の子どもに読んであげたい絵本を選び、読み聞かせの指導を受ける。	
生活向上スキルプログラム	12	3か月	生活に関する基礎知識や対人関係における問題対処スキルについて考え、実践を通じて自立を目指し、所内生活・社会復帰に役立てる。	・H23女子収容棟増設に際し新規プログラムとして開始。
アグリプログラム	10	6か月	植物の成長に触れる体験を通じて心情の安定させ、共同作業の中で他者とのコミュニケーション力を養う。	・H23女子収容棟増設に際し新規プログラムとして開始。
マインドフルネスを用いたプログラム	10	1.5か月	マインドフルネス(呼吸法)を使って、自分についての気づきを得ることで、落ち着いて自分自身のことやこれから先のことを考える習慣を身に付ける。	・H25年に新規プログラムとして開始。
対人関係サポートプログラム	12	3か月	自分や周囲とのコミュニケーションパターンの違いを知るとともに、他者とのより良い交流を目標に具体的スキルを身に付ける。	・H25年に新規プログラムとして開始。
体づくりトレーニング	全センター生	通年	ストレッチやエアロビックダンスを取り入れた運動で、身体の緊張を緩め、疲れにくい身体をつくり、健全な心身を養うためのプログラム。	
こころのトレーニング	全センター生	1年	居室内でも、簡単な設問や課題をとおして自分の心と向き合うことが出来るようにする。	
社会資源講話	8	年に6回	外部講師による講話	
窃盗防止指導	7	1.5か月	生活に関する基礎知識や対人関係における問題対処スキルについて考え、実践を通じて自立を目指し、所内生活・社会復帰に役立てる。	
被害者感情理解指導	7	1.5か月	グループワークにより、詐欺事件における被害者の心情について理解を深め、現実的な償いの在り方について考えさせる。	

一般改善指導(島根あさひ社会復帰促進センター)

プログラム名	定員	期間	概要(内容・目的等)	備考
被害者理解プログラム	25	3か月	【対象】原則全員 【内容】グループワークを通して、説明責任、賠償責任、再犯防止責任等について、考えさせる等	
被害者理解プログラム(特化用)	15	1. 5か月	【対象】特化ユニットの一部の者 【内容】グループワークを通して、説明責任、賠償責任、再犯防止責任等について、考えさせる等	
内省プログラム	10	3か月	【対象】mユニット対象者 【内容】グループワークを通して、自らの犯罪行為に対する内省を深めさせる等	
性暴力プログラム	10	3か月	【対象】R3の指定を受けなかった性犯罪者等 【内容】グループワークを通して、再犯防止の具体策を考えさせる等	
暴力プログラム	12	3か月	【対象】暴力問題を有する者 【内容】グループワークを通して、再犯防止の具体策を考えさせる等	
暴力プログラム(特化用)	10	1. 5か月	【対象】特化ユニット対象者のうち通常のプログラムを受講できない暴力問題を有する者 【内容】グループワークを通して、再犯防止の具体策を考えさせる等	
飲酒プログラム	12	3か月	【対象】飲酒問題を有する者 【内容】グループワークを通して、飲酒依存から脱却する具体策を考えさせる等	
飲酒プログラム(特化用)	12	1. 5か月	【対象】特化ユニット対象者のうち通常のプログラムを受講できない飲酒問題を有する者 【内容】グループワークを通して、飲酒依存から脱却する具体策を考えさせる等	
薬物自助グループ	8名程度	3か月	【対象】薬物依存離脱指導修了者(希望者) 【内容】グループワークを通して、薬物依存から脱却する具体策を考えさせる等	
飲酒自助グループ(断酒会)	12	3か月	【対象】飲酒プログラム修了者(希望者) 【内容】グループワークを通して、飲酒依存から脱却する具体策を考えさせる等	
飲酒自助グループ(AA)	12	3か月	【対象】飲酒プログラム修了者(希望者) 【内容】グループワークを通して、飲酒依存から脱却する具体策を考えさせる等	
エモーショナルマネジメントグループ	6	3か月	【対象】暴力プログラム修了者 【内容】グループワークを通して、再犯防止の具体策を考えさせる等	
盲導犬パピー育成プログラム	36名程度	10か月	【対象】職業訓練点字翻訳科受講者 【内容】盲導犬となるパピーを10か月間育成し、人間的成長を図る等	盲導犬協会訓練士を講師として実施している。また、盲導犬のユーザーを外部講師として招へいしている。
ホースプログラム	6	3か月	【対象】暴力問題等を有する者 【内容】馬との触れ合い体験を通して、コミュニケーション能力を高める等	
回復共同体プログラム	60	6か月	【対象者】希望者(適性を審査) 【内容】グループワークを通して、回復共同体の理念を理解させ、再犯防止の具体策を考えさせる等	
回復共同体プログラムフォローアップ	20	3か月	【対象者】回復共同体プログラム修了者(希望者) 【内容】TCプログラムを振り返り、現在のユニット内での生活を自己点検する。	

SSTプログラム	8	3か月	【対象】対人問題を有する者 【内容】SSTを通して、対人スキルを高めさせる等	
ペアレンティングプログラム	12	3か月	【対象】養育問題を有する者 【内容】グループワークを通して、父親としての態度を考えさせる等	
ユニットミーティング I (90分)	60	通年	【対象】特化ユニットを除く 【内容】相互理解を図り、回復共同体としての意識を醸成する等	
ユニットミーティング II (30分)	60	通年	【対象】全ユニット 【内容】相互理解を図り、回復共同体としての意識を醸成する等	
S-ラーニング	全受刑者	通年	【対象】全ユニット 【内容】自習を通じて、自己啓発を図る等	

社会復帰促進センターの
地域への経済効果に関する調査

報告書

平成 29 年 2 月

みずほ総合研究所株式会社

目次

第1章 調査の概要	1
1. PFI手法による新設刑務所の基本理念等	1
2. 調査の目的	1
3. 調査の対象効果	1
4. 調査方法	3
第2章 社会復帰促進センターの概要	4
1. PFI事業の概要	4
第3章 経済効果の算定結果	5
(美祢社会復帰促進センターの山口県への経済効果)	5
1. 前提条件	5
2. 美祢センターの支出による経済効果	5
3. 美祢センターによる地方税額(単位:百万円)	8
4. 総合計(単位:百万円)	9
第4章 経済効果の算定結果	10
(島根あさひ社会復帰促進センターの島根県への経済効果)	10
1. 前提条件	10
2. 島根あさひセンターの支出による経済効果	10
3. 島根あさひセンターによる地方税額(単位:百万円)	13
4. 総合計(単位:百万円)	14
第5章 国税等の増加額(参考)	15
1. 法人税	15
2. 消費税(国税)	15
第6章 その他の効果(参考)	17
1. 定性的効果	17
参考 PFIの事業全体での経済効果	19
まとめ	20

第1章 調査の概要

1. PFI手法による新設刑務所の基本理念等

法務省では、PFI手法¹により、平成17年には美祢社会復帰促進センター整備・運営事業、平成18年には島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業の2つのPFI事業を事業化した。

この2つのPFI事業は、事業化の際に以下の基本理念等を掲げていた。

■新設刑務所の基本理念等

新たに刑務所を整備するに当たっては、「国民に理解され、支えられる刑務所」を整備するという基本理念の下、国民・地域との共生による運営を目指すものとする。

具体的には、物資の購入や雇用など地域に一定の経済効果をもたらすことも期待されることから、地域経済の活性化と地域雇用の創出という、地域再生に向けた取組に寄与することもねらいとしている。

また、「民間にできることは民間に」という経済社会の構造改革の方針に従い、刑務所という治安インフラの整備・運営にも民間の資金、ノウハウ等を活用することとし、刑の執行という公権力行使に関わる業務についても民間参入を拡大するなど、官製市場の開放による雇用創出、経済効果をもたらすことをねらいとしている。

(出典：PFI手法による新設刑務所の整備・運営事業基本構想)

2. 調査の目的

本調査は、PFI事業で事業化された美祢社会復帰促進センター整備・運営事業、島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業（以下まとめて「本事業」という。）について、事業化以降、近隣地域に及ぼしてきた経済効果・納税額を算出することによって、社会復帰促進センターの地域への貢献度及び施設の必要性を経済活動の面から評価することを目的とする。

3. 調査の対象効果

経済効果とは、「事業活動で行われる支出（サービス・財等の購入）が、関連産業の生産増加等をもたらす効果」である。

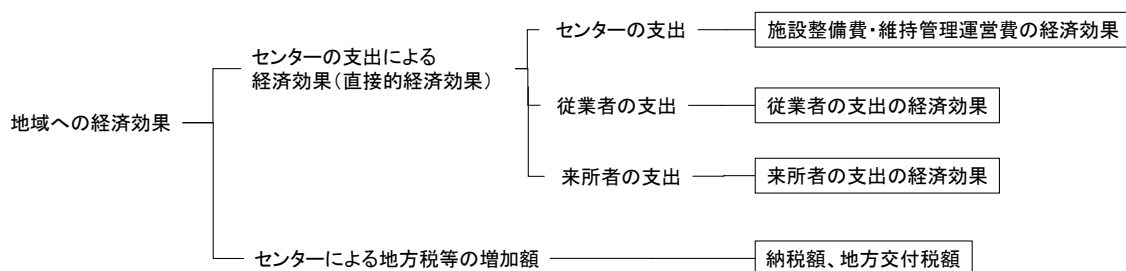
本事業の場合、美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター（以下まとめて「社会復帰促進センター」もしくは「本センター」という。）が新たに整備され、維持管理・運営が行われることによって、様々な支出（サービス・財等の購入）が行われており、関連産業の生産増加等（生産誘発とそれに伴う雇用者の増加や税収の増加）をもたらしている効果がある。さらに、センターの従業員の支出やセンターへの来所者の支出

¹ PFIとは公共事業を民間の資金やノウハウを活用して実施する方法。

についても関連産業の生産増加等をもたらしている効果がある。これらはセンターの支出による経済効果（直接的経済効果）として捉えられる。

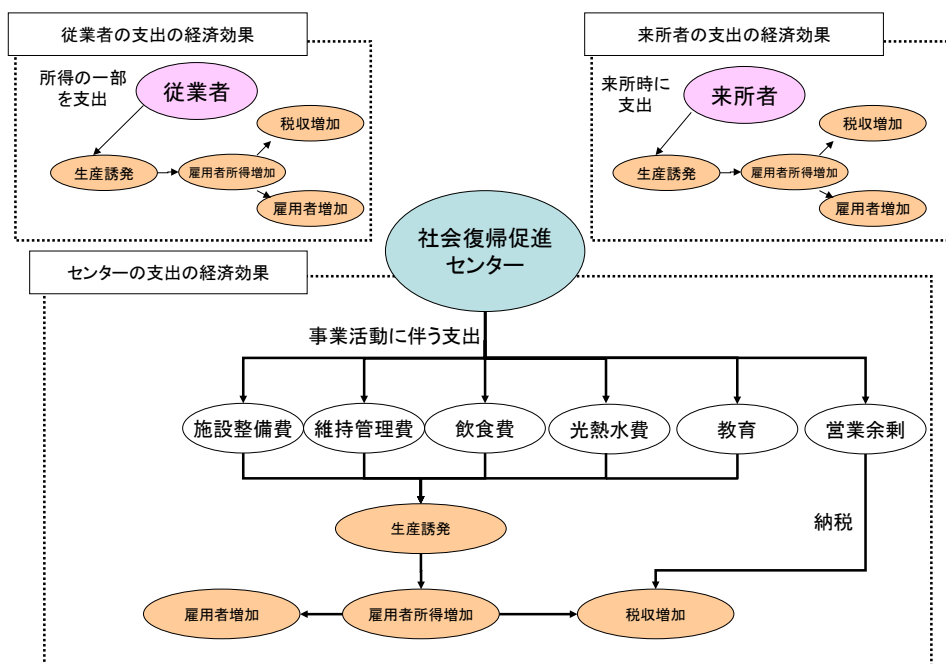
また、本事業では、本事業のみの実施を目的とした特別目的会社（以下「SPC」という。）が新たに設立され地方税等を納税している。また、従業員が増えたことによって地域では地方交付税の額も増加していると考えられる。これら地方税や地方交付税（以下「地方税等」という。）の増加額についても、地域への経済効果であることから、支出による経済効果（直接的経済効果）とは別に、地方税等の増加額として捉えることとした。

■調査の対象効果



参考:センターによる国税等の増加額

■調査の対象効果（イメージ）



生産誘発とは、支出によってもたらされた生産の増加額。
 雇用者所得増加は、生産の増加に伴う雇用者の所得の増加。
 雇用者増加は、生産の増加に伴い増加した雇用者数。
 税収増加は、生産の増加に伴い増加した税収額。

4. 調査方法

美祿社会復帰促進センターの直接的経済効果は山口県の産業連関表（34部門）に基づいて山口県に対する効果を、島根あさひ社会復帰促進センターの直接的経済効果は島根県の産業連関表（34部門）に基づいて島根県に対する効果を算定した。

なお、センターによる地方税の増加額は、SPCの決算書に基づいて算定した。

■産業連関表について

地域経済を構成する各産業は、域内・域外の産業と相互に結び付き合いながら、財・サービスを生産している。産業連関表とは、こうした産業間の相互関係を産業×産業のマトリックス形式で表し、各産業部門において1年間に行われた財・サービスの生産及び販売の実態を記録したものである。

産業連関表から、産業構造や産業部門間の相互依存関係など経済の構造を全体的に把握・分析することができるため、財政支出の波及効果の測定、公共投資の経済効果の測定等に用いられている。

なお、直接的経済効果は、次のとおり、直接効果、第1次間接効果、第2次間接効果を算定した。

■直接的経済効果の算定対象

直接効果とは、支出によってもたらされた生産の増加とそれによる効果である。

第1次間接効果とは、直接効果によって生産が増加した産業において、生産のために新たに支出（サービス・財等の購入）が行われ、さらにもたらされた生産の増加等の効果である。

第2次間接効果とは、直接効果と第1次間接効果によって発生した雇用者所得等によって生産が増加した産業において、生産のために新たに支出（サービス・財等の購入）が行われ、さらにもたらされた生産の増加等の効果である。

また、以下に記載している供用開始後の複数年間の経済効果は年度別に算定した経済効果の合計であり、供用開始後の単年度の経済効果は複数年間の経済効果の平均である。ただし、表記については、百万円単位、1人単位で四捨五入しているため、単年度の経済効果に供用開始後の年数を乗じても供用開始後の複数年間の経済効果と一致しない場合がある。

第2章 社会復帰促進センターの概要

1. PFI 事業の概要

それぞれの社会復帰促進センターの概要、PFI 事業の概要及びは以下のとおり。

■社会復帰促進センター及びPFI 事業の概要

事業名	美祢社会復帰促進センター整備・運営事業	島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業
所在地	山口県美祢市豊田前町麻生下 10 番地 	島根県浜田市旭町丸原 380-15 
敷地面積	約：280,622 m ²	約 325,000 m ²
収容定員	1,300 人（男性 500 人，女性 800 人）	2,000 人（男性）
写真	 <p>(出典：美祢社会復帰促進センター)</p>	 <p>(出典：島根あさひ社会復帰促進センター)</p>
事業契約日	平成 17 年 6 月 21 日	平成 18 年 10 月 20 日
公務員宿舎供用開始	平成 19 年 2 月 1 日	平成 20 年 8 月 1 日
刑事施設供用開始	平成 19 年 4 月 1 日	平成 20 年 10 月 1 日
事業期間終了	平成 37 年 3 月 31 日	平成 38 年 3 月 31 日
民間事業者の業務 (施設整備，維持管理運営)	設計，工事監理，建設工事，修繕，建築物点検保守，建築設備運転監視・点検保守，公務員宿舎の整備・維持管理，総務業務，清掃業務，給食業務，衣類・寝具の提供業務，警備業務，教育・分類業務，医療業務，作業業務	設計，工事監理，建設工事，修繕，建築物点検保守，建築設備運転監視・点検保守，公務員宿舎の整備・維持管理，総務業務，清掃業務，給食業務，衣類・寝具の提供業務，警備業務，教育・分類業務，医療業務，作業業務
落札時の入札価格	約 493 億円	約 878 億円
特別目的会社	社会復帰サポート美祢(株)	島根あさひソーシャルサポート(株) SSJ(株)

第3章 経済効果の算定結果

(美祢社会復帰促進センターの山口県への経済効果)

1. 前提条件

美祢社会復帰促進センター（以下「美祢センター」という。）の経済効果を算定する際に設定した前提条件は以下のとおり。

■前提条件

項目	前提条件	備考（根拠等）
施設整備費	約 93 億円	決算書より算定
維持管理運営費/年	約 21 億円/年	決算書より算定
従業者数	約 501 人/年	雇用者数（公共，民間）
視察・参観・面会者	25,083 人	供用開始以降の累計
収容人員	約 723 人/年	収容人員

2. 美祢センターの支出による経済効果

(1)施設整備費の経済効果（単位：百万円）

美祢センターが整備されたことによる経済効果は以下のとおり。

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数（人）	法人事業税（県税）	個人県民税・市民税
直接効果	8,525	4,302	3,181	-	21	318
第1次間接効果	2,849	1,527	723	-	7	72
第2次間接効果	2,434	1,602	598	-	8	60
総合効果（合計）	13,808	7,431	4,502	1,082	36	450

(2)維持管理運営費の経済効果（単位：百万円）

美祢センターが維持管理運営されていることによる経済効果は以下のとおり。

①単年度平均

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数（人）	法人事業税（県税）	個人県民税・市民税
直接効果	1,753	1,135	749	—	5	75
第1次間接効果	481	277	117	—	1	12
第2次間接効果	540	355	133	—	2	13
総合効果（合計）	2,774	1,767	1,000	245	8	100

②供用開始後約9年間の合計

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	15,781	10,218	6,745	—	49	675
第1次間接効果	4,325	2,490	1,056	—	12	106
第2次間接効果	4,863	3,198	1,198	—	15	120
総合効果(合計)	24,969	15,906	8,999	2202	76	900

(3)従業者の支出の経済効果(単位:百万円)

美祿センターの従業者が県内で消費していることによる経済効果は以下のとおり。

①単年度平均

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	1,816	1,125	558	—	5	56
第1次間接効果	552	317	131	—	2	13
第2次間接効果	428	281	105	—	1	11
総合効果(合計)	2,796	1,723	794	310	8	79

②供用開始後約9年間の合計

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	16,344	10,125	5,022	—	49	502
第1次間接効果	4,968	2,853	1,179	—	14	118
第2次間接効果	3,852	2,529	945	—	12	95
総合効果(合計)	25,164	15,507	7,146	2,790	74	715

(4)来所者の支出の経済効果(単位:百万円)

美祿センターへの来所者が県内で消費していることによる経済効果は以下のとおり。

①単年度平均

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	30	18	8	-	0	1
第1次間接効果	7	4	0	-	0	0
第2次間接効果	3	3	0	-	0	0
総合効果(合計)	40	25	8	4	0	1

②供用開始後約9年間の合計

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	240	141	72	-	1	7
第1次間接効果	78	44	18	-	0	2
第2次間接効果	55	38	12	-	0	1
総合効果(合計)	373	223	102	36	1	10

(5)支出による効果の総合計(単位:百万円)

美祿センターのPFI事業契約締結以降の支出による経済効果の総合計は以下のとおり。

①単年度平均(施設整備費を除く)

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	3,599	2,278	1,315	-	10	132
第1次間接効果	1,040	598	248	-	3	25
第2次間接効果	971	639	238	-	3	24
総合効果(合計)	5,610	3,515	1,802	559	16	180

②PFI事業契約締結以降合計(施設整備費を含む)

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数(人)	法人事業税(県税)	個人県民税・市民税
直接効果	40,890	24,786	15,020	-	119	1,502
第1次間接効果	12,220	6,914	2,976	-	33	298
第2次間接効果	11,204	7,367	2,753	-	35	275
総合効果(合計)	64,314	39,067	20,749	6,110	187	2,075

3. 美祢センターによる地方税額（単位：百万円）

(1)美祢センターの納税額（単位：百万円）

美祢センターのPFI事業を実施しているSPCの山口県及び美祢市への納税額は以下のとおり。

①単年度平均

	法人県民税・事業税等（県税）	法人市民税等（市税）	地方消費税	合計
SPCの納税額	12	21	2	35

②PFI事業契約締結以降累計

	法人県民税・事業税等（県税）	法人市民税等（市税）	地方消費税	合計
SPCの納税額	137	224	21	382

(2)美祢センターの従業員が増えたことによる地方交付税の増加額（単位：百万円）

美祢センターの被收容者及び従業員が増えたことによる地方交付税の増加額は以下のとおり。

①単年度平均

	地方交付税措置額（県（市））
被收容者及び従業員増による地方交付税増加額	271

②PFI事業契約締結以降累計

	地方交付税措置額（県（市））
被收容者及び従業員増による地方交付税増加額	2,443

(3)美祢センターによる税金増加額（単位：百万円）

美祢センターによる税金増加額は以下のとおり。

①単年度平均

税金	306

②PFI事業契約締結以降累計

税金	2,825

4. 総合計（単位：百万円）

美祿センターの PFI 事業契約締結以降の支出による経済効果と税金の増加額の総合計は以下のとおり。

生産誘発額は 643 億円の増加，雇用者数は 6,110 人の増加，税金は約 51 億円の増加となった。

■美祿センターの効果総合計

生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数 (人)	税金
64,314	39,067	20,749	6,110	5,087

第4章 経済効果の算定結果

(島根あさひ社会復帰促進センターの島根県への経済効果)

1. 前提条件

島根あさひ社会復帰促進センター（以下「島根あさひセンター」という。）の経済効果を算定する際に設定した前提条件は以下のとおり。

■前提条件

項目	前提条件	備考（根拠等）
施設整備費	約 260 億円	決算書より算定
維持管理運営費/年	約 27 億円/年	決算書より算定
従業者数	約 555 人/年	雇用者数（公共，民間）
視察・参観・面会者	46,404 人	供用開始以降の累計
収容人員	約 1,790 人/年	収容人員

2. 島根あさひセンターの支出による経済効果

(1)施設整備費の経済効果（単位：百万円）

島根あさひセンターが整備されたことによる経済効果は以下のとおり。

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数（人）	法人事業税（県税）	個人県民税・市民税
直接効果	22,815	11,064	7,340	-	53	734
第1次間接効果	6,244	3,570	1,949	-	17	195
第2次間接効果	4,642	3,187	1,185	-	15	119
総合効果（合計）	33,702	17,821	10,474	2,491	86	1,047

(2)維持管理運営費の経済効果（単位：百万円）

島根あさひセンターが維持管理運営されていることによる経済効果は以下のとおり。

①単年度平均

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数（人）	法人事業税（県税）	個人県民税・市民税
直接効果	2,274	1,408	746	-	7	75
第1次間接効果	622	379	187	-	2	19
第2次間接効果	466	320	119	-	2	12
総合効果（合計）	3,373	2,107	1,051	259	10	105

②供用開始後約 8 年間の合計

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数 (人)	法人事業税 (県税)	個人県民税・市民税
直接効果	18,194	11,268	5,967	-	54	597
第 1 次間接効果	4,976	3,031	1,493	-	15	149
第 2 次間接効果	3,728	2,559	952	-	12	95
総合効果 (合計)	26,981	16,858	8,412	2,073	81	841

(3)従業者の支出の経済効果 (単位：百万円)

島根あさひセンターの従業者が県内で消費していることによる経済効果は以下のとおり。

①単年度平均

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数 (人)	法人事業税 (県税)	個人県民税・市民税
直接効果	1,811	1,058	504	-	5	50
第 1 次間接効果	466	271	127	-	1	13
第 2 次間接効果	316	217	81	-	1	8
総合効果 (合計)	2,592	1,546	712	313	7	71

②供用開始後約 8 年間の合計

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数 (人)	法人事業税 (県税)	個人県民税・市民税
直接効果	13,582	7,935	3,782	-	38	378
第 1 次間接効果	3,493	2,036	955	-	10	95
第 2 次間接効果	2,367	1,625	605	-	8	60
総合効果 (合計)	19,442	11,595	5,341	2,347	56	534

(4)来所者の支出の経済効果 (単位：百万円)

島根あさひセンターへの来所者が県内で消費していることによる経済効果は以下のとおり。

①単年度平均

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数 (人)	法人事業税 (県税)	個人県民税・市民税
直接効果	47	28	14	-	0	1
第 1 次間接効果	12	7	3	-	0	0
第 2 次間接効果	9	6	2	-	0	0
総合効果 (合計)	69	41	20	8	0	2

②供用開始後約 8 年の合計

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数 (人)	法人事業税 (県税)	個人県民税・市民税
直接効果	380	223	116	-	1	12
第 1 次間接効果	99	58	27	-	0	3
第 2 次間接効果	71	49	18	-	0	2
総合効果 (合計)	550	330	161	63	2	16

(5)支出による効果の総合計 (単位：百万円)

島根あさひセンターのPFI事業契約締結以降の支出による効果の総合計は以下のとおり。

①単年度平均 (施設整備費を除く)

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数 (人)	法人事業税 (県税)	個人県民税・市民税
直接効果	4,132	2,494	1,264	-	12	126
第 1 次間接効果	1,100	657	317	-	3	32
第 2 次間接効果	791	543	202	-	3	20
総合効果 (合計)	6,034	3,694	1,783	580	17	178

②PFI事業契約締結以降合計 (施設整備費を含む)

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数 (人)	法人事業税 (県税)	個人県民税・市民税
直接効果	54,971	30,490	17,205	-	146	1,721
第 1 次間接効果	14,812	8,695	4,424	-	42	442
第 2 次間接効果	10,808	7,420	2,760	-	35	276
総合効果 (合計)	80,675	46,604	24,388	6,974	225	2,438

3. 島根あさひセンターによる地方税額（単位：百万円）

(1)島根あさひセンターの納税額（単位：百万円）

島根あさひセンターのPFI事業を実施しているSPCの島根県及び浜田市への納税額は以下のとおり。

①単年度平均

	法人県民税・事業税等（県税）	法人市民税等（市税）	地方消費税	合計
SPCの納税額	19	75	16	110

②PFI事業契約締結以降累計

	法人県民税・事業税等（県税）	法人市民税等（市税）	地方消費税	合計
SPCの納税額	310	754	124	1,188

(2)島根あさひセンターの従業員が増えたことによる地方交付税増加額（単位：百万円）

島根あさひセンターの被收容者及び従業員が増えたことによる地方交付税増加額は以下のとおり。

①単年度平均

	地方交付税措置額（県（市））
被收容者及び従業員増による地方交付税増加額	429

②PFI事業契約締結以降累計

	地方交付税措置額（県（市））
被收容者及び従業員増による地方交付税増加額	3,512

(3)島根あさひセンターによる税金増加額（単位：百万円）

島根あさひセンターによる税金増加額は以下のとおり。

①単年度平均

税金	523

②PFI事業契約締結以降累計

税金	4,700

4. 総合計（単位：百万円）

島根あさひセンターの PFI 事業契約締結以降の支出による経済効果と税金の増加額の総合計は以下のとおり。

生産誘発額は 807 億円の増加，雇用者数は 6,974 人の増加，税金は約 74 億円の増加となった。

■島根あさひセンターの効果総合計

生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数 (人)	税金
80,675	46,604	24,388	6,974	7,363

第5章 国税等の増加額（参考）

1. 法人税

本調査では参考として、両センターの法人税（国税）の納税額を以下のとおり算定した。両センターを合せるとこれまでに約8億円の法人税が国に納税されている。

(1)美祢センターの法人税納税額（単位：百万円）

美祢センターのPFI事業を実施しているSPCの法人税の納税額は以下のとおり。

①単年度平均

	法人税
SPCの納税額	52

②PFI事業契約締結以降累計

	法人税
SPCの納税額	571

(2)島根あさひセンターの法人税納税額（単位：百万円）

島根センターのPFI事業を実施しているSPCの法人税の納税額は以下のとおり。

①単年度平均

	法人税
SPCの納税額	19

②PFI事業契約締結以降累計

	法人税
SPCの納税額	193

2. 消費税（国税）

本調査では参考値として、両センターの消費税（うち78%が国税）の納税額を以下のとおり算定した。両センターを合せるとこれまでに約5億円の消費税が納税されている。

(1)美祢センターの消費税（国税）納税額（単位：百万円）

美祢センターのPFI事業を実施しているSPCの消費税(国税)の納税額は以下のとおり。

①単年度平均

	消費税（国税）
SPCの納税額	7

②PFI 事業契約締結以降累計

	消費税（国税）
SPC の納税額	73

(2)島根あさひセンターの消費税（国税）納税額（単位：百万円）

島根センターの PFI 事業を実施している SPC の消費税(国税)の納税額は以下のとおり。

①単年度平均

	消費税（国税）
SPC の納税額	58

②PFI 事業契約締結以降累計

	消費税（国税）
SPC の納税額	438

第6章 その他の効果（参考）

1. 定性的効果

両センターがあることによる効果として、地域には以下の効果があると考えられる。意見があった。これらは必ずしも経済的に捉えられるものではないものの、地域との共生の観点から重要であると考えられる。

■地域への定性的効果

取組等	内容・効果等
災害時の避難場所の指定	両センターの武道場等の施設が、災害発生時の地域住民の避難場所として、指定されている。これによって、周辺の市民に安心・安全を提供する効果があると考えられる。
地域住民との交流	<p>両センターでは、矯正展など、センター職員、地域住民と交流するイベントが開催されている。これらはセンターと地域住民、住民同士の交流の場になるとともに、住民同士の交流の活性化の効果があると考えられる。</p> <p>また、センター職員が、地域で開催される様々なイベントに参加することで、地域住民との交流が活性化している。</p> <p>加えて、センターの職員が、地域の清掃等の活動に参加するなど、過疎・高齢化が進む地域において、社会の担い手となっている。</p> <p>なお、美祢市では、自治体・地域住民の代表者・センターとの三者で構成する「美祢社会復帰促進センター地域共生のまちづくり推進協議会」を設置され、センターを媒介とした地域の活性化等の方策が協議されており、美祢市と共催で矯正展が開催されている。</p>
保育施設の設置による地域住民との交流等	両センターには、敷地内に、保育施設が設置され、地域住民の子弟とともに、センター職員の子弟も通園している。保育施設を媒介とした地域住民との交流が生まれている。
地域の小学校の維持	両センターともに公務員宿舎が整備され、職員の家族が居住しており、職員の子弟は地域の小学校等に通学している。（例：美祢社会復帰促進センターの開業時は、官舎の子弟16名が地域の小学校に転入し、児童数が35名⇒51名に増加した。）地域の小学校の児童数は少ないことから、両センターが整備され子弟の児童が転入してことは、地域の小学校の維持に繋がっていると考えられる。
地域住民のセンター内の各種行事や活動等への参加	<p>センター内で開催される各種行事（運動会、ソフトボール大会、盆踊り大会等）には、地域住民が招待され、受刑者と一緒に競技等に参加している。</p> <p>美祢社会復帰促進センターのソフトボール大会では、毎年、受刑者代表チームと市議会チームとの対抗試合が行われている。島根あさひ社会復帰促進センターにおいては、余暇活動の一つとして、受刑者と地域住民との「文通プログラム」を実施</p>

取組等	内容・効果等
	<p>している。</p> <p>このような活動は、受刑者にとっては、社会復帰に向けた動機付けになるものと考えられる。また、一般市民の再犯防止や出所者の社会復帰に向けた理解促進にも資するものと考えられる。</p>
<p>フォーラム，シンポジウムの開催</p>	<p>島根あさひ社会復帰促進センターにおいては、「開所5周年記念フォーラム」及び「あさひ感謝シンポジウム」が開催された。</p> <p>これらの取組によって、地域住民の再犯防止や受刑者の社会復帰に対する理解促進につながる効果があると考えられる。</p>
<p>知名度の向上</p>	<p>センターが所在することによって、美祢市、浜田市ともに、年間多くの見学者・視察者が来所している。また、センターにおける様々な行事や取組が、メディアで取り上げられている。</p> <p>これらによって、経済効果以外にも、自治体の知名度が向上する効果があると考えられる。</p>

参考 PFIの事業全体での経済効果

両センターのPFI事業とも、維持管理運営期間は約20年間であり、以下にPFIの事業期間全体での経済効果について推計した（SPCの税金は業績によって大きく左右されるので算定していない）。

その結果、美祢センターの生産誘発額は1,260億円の増加、雇用者数は12,262人の増加、税金は約44億円の増加と推計され、島根あさひセンターの生産誘発額は1,542億円の増加、雇用者数は14,091人の増加、税金は約50億円の増加と推計された。

■美祢センターのPFI事業全体の効果（百万円）【推計】

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数（人）	法人事業税（県税）	個人県民税・市民税
直接効果	80,505	49,862	29,481	-	230	2,950
第1次間接効果	23,649	13,487	5,683	-	58	574
第2次間接効果	21,854	14,382	5,358	-	75	530
総合効果（合計）	126,008	77,731	40,522	12,262	363	4,054

■島根あさひセンターのPFI事業全体の効果（百万円）【推計】

	生産誘発額	粗付加価値増加額	雇用者所得増加額	雇用者増加数（人）	法人事業税（県税）	個人県民税・市民税
直接効果	105,455	60,944	32,620	-	293	3,254
第1次間接効果	28,244	16,710	8,289	-	77	835
第2次間接効果	20,462	14,047	5,225	-	75	519
総合効果（合計）	154,162	91,701	46,134	14,091	446	4,607

また、PFI事業の事業期間終了までの地方交付税の増加額は、美祢センターは54億円、島根あさひセンターでは88億円になると推計された。

■美祢センターのPFI事業全体の地方交付税の増加額（百万円）【推計】

	地方交付税措置額（県（市））
被收容者及び従業者増による地方交付税増加額	5,429

■島根あさひセンターのPFI事業全体の地方交付税の増加額（百万円）【推計】

	地方交付税措置額（県（市））
被收容者及び従業者増による地方交付税増加額	8,780

まとめ

以上のとおり、両センターの PFI 事業とも、定量的及び定性的に、地域に対して多大な効果をもたらしており、新設時の理念であった、地域との共生が実現されていると考えられる。

そのため、今後 10 年以内に両センターともに事業期間が終了するものの、PFI 事業の事業期間終了後も地域と共生した運営の継続が望まれていると考える。

以上